

第三十九回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 五 号

昭和三十六年十月十三日(金曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事白井 莊一君 理事坂田 道太君

理事竹下 登君 理事八木 徹雄君

理事米田 吉盛君 理事小林 信一君

理事高津 正道君

伊藤 郷一君 上村千一郎君

小川 半次君 田川 誠一君

中村庸一郎君 濱野 清吾君

原田 憲君 松永 東君

松山千恵子君 井伊 誠一君

野原 覺君 前田榮之助君

三木 喜夫君 村山 喜一君

湯山 勇君 鈴木 義男君

出席國務大臣

文 部 大 臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

公安調査庁次長 關 之君

文部事務官 天城 勲君

(大臣官房長)

文部事務官 内藤三郎君

(初等中等教育局長)

委員外の出席者

専 門 員 石井 勲君

十月十三日

委員井伊誠一君及び松原喜之次君辭任につき、その補欠として三宅正一君及び湯山勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三宅正一君及び湯山勇君辭任につき、その補欠として井伊誠一君及び湯山勇君が議長の指名で委員に選任された。

び松原喜之次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

学校教育に関する件

○櫻内委員長 これより会議を開きます。

学校教育に関する件等について調査を進めます。本件に関連し、文教行政について質疑の通告がありますので、この際これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 先般予算委員会、文部大臣が七月の二十一日に四国の市町村教育長の研修会でごあいさつをなさったその内容が問題になっておりました。そのことに關してお尋ねをいたしたいと思ひます。当日大臣が一時閑余にわたって四国の各町村の教育長あるいは附近の校長その他を集めてお話しになった内容がいろいろ問題になったことは大臣もよくおわかりのことだと思ひます。これについて大臣はその後八月の一日に日朝協会の代表とお会いになつて心境その他の御説明がございました。また九日の野原委員のこの件に關する質問について、いろいろ御答弁がございました。その御答弁がまた新しい問題を起こしておりました。そのことについてお尋ねをいたしたいと思ひます。大臣の従来申し述べておられたこと、おとりになった態度、そういうものと先般の予算委員会での御答弁とはかなり違つておるし、それからまた大臣のお考えそのものも若干違つておるといふような印象を受けております。そこで御尋ねいたしたい点は、大臣はあの講演の中で、大部分は日教組の攻撃的な談話をなされておる。たゞ、特に教育的なものというものは、その最初にお述べになった点であつたと思ひます。その最初の部分で、教育の目的というものは国土を愛する、民族文化を愛する國民を育てて、人格、識見を身に付けさせることが教育の目的であるという御信念を披瀝されて、そしてそれに續いて、日本民族はすぐれた民族だといふことをお述べになる段階では、これだけの文化を持つ民族はほかにはない、これはわれわれの先祖の努力のたまものだ、こういうふうにおっしゃつておられます。それに引き續いて、劣等民族といふのは先祖の努力が足りなかつたからで——そしてそのあとに、われわれはよく朝鮮人やアフリカの土人に生まれなくてよかったといふことをお述べになつておられます。そこでさういふ前提に立つて、これからの教育はどうなつてはならないかといふことにお触れになつて、そういう民族の誇り、そういうものをよく理解するたゞめには、これからの教育では日本の地理、歴史をもっとよく教えないと、これは——という意味は、最初にお述べになつた国土を愛し民族文化を愛する、こういうことにつながつてくると思ひます。ここまでは大臣の御論旨は

終始一貫しておりました。そして戦後の教育はマッカーサー司令部によつて歴史や道徳教育に大きな穴があいた。その穴があいたまま最近までやつてきたのであつて、その結果全學連のような親不孝者が出てくるし、あるいはカミナリ族や青少年犯罪の数が増加してきた。こういう穴をますます大きくしようとする努力しているのが日教組のばか者どもである、以下は全くさういふ論旨で、たゞ、今私が述べた範圍が、先般の大臣の演説の中でほんとうに教育に触れた部分であつた、私はそう聞いています。

私がさういふことを申し上げるの

は、私は何に基いて申し上げておるかといふことを先に申し上げた方がいかと思ひますから、私の手元の資料をまず申し上げますと、当時の愛媛新聞——大臣の談話の要旨として発表

の中、文部大臣のそのお話をメモして

おつた者が相当ございます。その中の

一部、それから文部大臣が愛媛新聞

に対してお出しになつた取り消しの写

し、それから大臣のさういふ演説に對

して、大臣に對していろいろ意見を述

べて、抗議的な文書を出した人があり

ます。その人に對して大臣の中島一郎

秘書官が出した手紙の写し、それから

愛媛新聞社から大臣の取り消し要求に

對して參つた返事の写し。それから大

臣はあるいは覚えていらつしやらない

かもしれませぬけれども、大臣と私は

ちょうど宇野の駅でお目にかかつてお

喜びを申し上げたことを私は覚えてお

りますが、大臣は御記憶ないかもしれ

ません。たまたま私はうちに歸つてお

りまして、実は私が今読み上げました

部分等については、ラジオの放送を私

は聞きました。さういふ資料によつて

お尋ね申し上げておるわけですから、

前もって私の持つておる資料を申し上げておいた方が、大臣からお答えいた

だきやすいと思ひますので、さういふ

資料に基づいてお尋ねしておるといふ

ことを明らかにしておきます。

大臣は、その後新聞社に對して取り

消しの要求をなされておりますし、また日朝協会等の代表に對しても遺憾の意を御表明になつておられます。それは、朝鮮人やアフリカの土人に生まれなくてよかったといふそのことが、どうも具体的にさういふ名前まであがるのは悪かつた、まさかつたといふことで、野原委員の質問に對しては、「たゞし民族の名前を具体的に出すことは一体どうだ」といふお話しも出ました。その点は、要すれば言わない方がよろごさいましたねといふことで、取り消したらどうだといふ話だから、そこで、愛媛新聞には、私の言つたこととニュアンスはだいぶ変えて出しておりましたけれども、民族の名前を出したことは、そのまゝ書いておりました。それから、私も愛媛新聞に對しましては、取り消しの要求をいたしました。この答弁は、民族の名前を取り消すといふようにお答えになつておる、さう受け取れますが、これは大臣のほんとう

の答弁は、民族の名前を取り消すといふようにお答えになつておる、さう受け取れますが、これは大臣のほんとう

の答弁は、民族の名前を取り消すといふようにお答えになつておる、さう受け取れますが、これは大臣のほんとう

に愛媛新聞に対して取り消しの要求を出されたものとは違つておるわけですか。いずれが真実でございましょうか。

○荒木国務大臣 大体今おっしゃった通りのように記憶いたしております。ただ野原さんにもお答えしましたように、私は他の民族を劣等民族と考へて、他の民族を表現します場合に、劣等民族などという言葉を使つた覚えはございませんので、むしろ愛媛県の演説会におきまして、そういう言葉は使わなかつたつもりでございす。ですから、その点は少なくとも事実と相違しておる。それからなお日朝友好協会の方々は劣等民族という言葉は使わなかつた、そういう考へが本来念頭にならなかつた。日本人が他の民族よりすぐれた点がたくさんある。そういうことは、その部分に關します限りは日本人に劣つておる民族があるということの意味することなんで、その意味では、劣つておるすぐれておるといふ概念は当然含んでおりますけれども、だからといって、他の民族を劣等民族呼ばわりしたことは、私の意識にはいまだかつて浮かんではございません。そういう自信はございましたから、その点が愛媛新聞の記事とは違ふ。だからそれは一つ取り消してもらいたい。朝鮮人とかあるいはアフリカ土人とかいう言葉を使ったことは事実で、私は覚えておりますから、これはどうも、言つたことを取り消せと要求する資格は私にはない、こう思つております。そこで取り消しの要求書にどういふ文章を書いておりましたか、ちがつと見せてはもらひましたけれども、全部覚えておりませんけれども、私の意識に残つておる一番明確な点は、他の民族を劣等民族

と表現した覚えはないという点に主眼があつたと記憶いたします。

それから日朝友好協会の方々——社会党の方も入つておられました、その方々にお目にかかつたときにも、野原さんにお答えした通りの氣持で、私の論旨と表現のニュアンスを、相当時間をかけてお話をしまして、そこで私の氣持は、皆さん十分おわかりいただいた、了解して歸つていただきました。そのときも申し上げましたが、劣等民族などということは言つた覚えはない、そういう意識は本来私の頭の中に一つもない、ただ、具体的な民族の名前をあげつらねて言つたことは、これは無用のことであつた、誤解を招くことも当然と思はれるので、その点はなほ遺憾でありましたというお話を申し上げて、お別れをしたわけでありす。

○湯山委員 それでは大臣のお考への中に、朝鮮人とかアフリカの土人といふものの現在置かれてゐる地位から考へて、それらの民族は先祖の努力が足りなかつたのだといふことはおっしゃつていない、そういうことはお考へになつておられなかつたということでございます。

○荒木国務大臣 シャベリましたときにそういうことは言つておりません。われわれの民族そのものの、外国人から見て長所とあつておつてくれること、さらには、日本の有史以来の改善的な努力によつて、狭い国土ではございますけれども、百パーセントに近い有効活用をはかつておるといふ成果、さらには、本来固有の文化プラスアジア大陸ないし欧米との文化交流による日本文化の向上という、現にわれ

われが周囲に認め得る実情は、まさしく祖先の努力の積み重ねであることは、私は認めざるを得ない。われわれもまた日本人の一人である限りは、祖先の努力に劣らない努力をして一生を終りたいものだ。そういう一種の使命感を自覚することが日本人としての自覚であり、その自覚に立つた責任と權利を果たす根柢ともなるものだといふ考え方に立つわけでございます。

その長所が祖先の努力に基づくものなりといふことは、論理的に言へば、他の民族が日本人の長所に及ばないものありせば、その部分については努力が足りないといふことを言つた、そういう氣持だつたらうと言われれば、潜在的にはむしろそういうものはございすけれども、そういうことを具体的にあらわに出して、劣等民族対日本民族、劣等民族だからお前たちの祖先は努力が足りなかつたのだ、だから、日本人の方がいいんだという対立概念としては、私は全然さういふふうに思考した覚えがございません。ですから、愛媛であらうとどこでありましようとも、シャベリますときには、そういうことに触れてシャベつた記憶がございません。繰り返して申し上げれば、劣等民族という言葉を使つた覚えはない。ただ、朝鮮人とかアフリカ人とかいふような名前を引き合ひに出したことが誤解を生むものであつたことは、言われてみればなるほどと思ひますから、その点は言い過ぎでありますから、恐縮いたします。遺憾の意を表しますと申し上げるその心境において報道したわけでございます。

○湯山委員 今の大臣のおっしゃつたことはそれで了解できます。ただ、今

大臣のお言葉にもありましたように、日本民族が非常にすぐれた民族だといふことをこの御指摘の内容としていろいろおっしゃいましたが、そういうことは先祖の努力のたまものであるといふことは、確かにお言葉としてあつたことは大臣もお認めの通りです。それと、じゃ、朝鮮人やアフリカの土人に生まれなくてよかつたといふことは一向結びついて参りません、今の大臣のお話では、その間に、やはり劣等民族といふものは先祖の努力が足りなかつたのだといふお言葉が入らなければ、文章にも説明にもならないわけで、こ

とについては、大臣の言われることは、そういう覚えがない、自分の意識の上にそういう言葉もなかつた、こういうことですから、これは主観的なものだと思います。その主観的なものは、これはわれわれがどうにも言ひようがございせん。ただ、先般の予算委員会の御答弁では、今のようにならういふ覚えはなかつたのだといふことじゃなくて、大臣の御答弁は、もう少し自信に満ちた強い表現をしておられます。劣等民族云々という言葉を御指摘になりましたが、そういう言葉は生まれてこの方まだかつて使つたことはございせん、これは主観的なものと客観的なものと混合が大の御答弁にはあるんでございせんのでしうか。私は、今大臣の御答弁になつたことならば、大臣が愛媛新聞社長に取り消しの要求をされたその文章と符号することは認めます。しかし予算委員会では御答弁になつたように、生まれてこの方使つたことはいないので、これは今の大臣の御答弁と違ふと思ひますが、これ

はどうなんでしうか。

○荒木国務大臣 それはさつき申し上げましたように、私は、他の民族を劣等民族と表現する必要を認めない。そういう意識が全然ございせん。従つて、愛媛における演説におきましても、劣等民族という言葉を使つて他の民族を表現した覚えはございません。もしそういう記事があるとするれば、その点は私が言つたことと反すると思ひますから、取り消し要求にはたしか、そのことを中心に取り消してもらいたいと言つたと記憶いたしております。そのことは別に、野原さんにお答えしたことと今申し上げることとの違ひは、私としてはなほいつもりでお答えしております。

○湯山委員 大臣の取り消しの御書面は「拝啓貴社益々御隆盛の段大慶に存じます。さて七月二十一日付け貴紙夕刊の小生講演に關する記事のうち「劣等民族に先祖の努力が足りなかつたから」「云々は申しした覚えなく事実と相違するにつき取り消されたくこの段ご依頼申し上げます。」という文章でございす。従つてこの段階では、大臣は、主観的には、そういうことを意識して言つたのじゃないし、言つた覚えはないのだ、こういうことですから、それはいいと思ひます。しかしそういうことは絶対言つていない、こういうことになりまうと、それは今のような大臣の主観的なものと、言つたといふ客観的なものとがごっちゃになるわけで、これはやはりはつきりしておく必要があると思ひます。大臣は、あくまでも、その覚えがないという観点に立たれるのか、絶対言わないという事実をお述べにならうとおるのか、

どちらでございましょうか。

○荒木國務大臣 私のご意見にございせんから、そういう日朝協会の方が見えまして、その当時の論旨等を頭にべて考えても、他の民族を劣等民族と呼び、しかもそれはその民族の先祖の努力が足りなかつたからだといふことを私の口を通じて言わねばならぬといふ意識はよみがえらない、だから言つたはずがない。それは今でもそう思います。

○湯山委員 と言われることは、大臣の主観的な立場でおっしゃることで、あるいはひょっとするとそういうことを言つたかもしれない、あるいは意識しなくてもあるいはものではない、そういう言葉が出たかもしれないといふことは、今の朝鮮人とかアフリカの土人とかそういうことも、おそらく初めからこういうことを言おうと御計画になつたわけではないと思ひます。そういう点から考えて、この問題についてはあとへ残るものがあるわけでは、あつたかどうかわかりませんが、この初めから新聞週刊で、大臣は、野原委員のその取り消しについてどうだつたかといふことについての答弁で、事実そういうことを言つたのだから、取り消しを大臣からされても、今さら活字はどうなるものでもないといふ意味で取り消しできない、こういう返事をいただいたという御答弁になつております。ところが今度新たな問題を起しおけるわけでは、いかにいかに今さら活字になつたものはどうにもならぬじゃないかといふ言ひ方は、大臣の御答弁から考えますと、大臣が被害者のように見えます。そういうものじゃなくて、大臣から取り消しの要求

がなされたときに、愛媛新聞社長の代理として編集局長の田中氏から条理を尽くした返事が参つておるはずでございませう。その中には大臣がおつしやつたように、活字になつたものを今さらどうにもしようがないじゃないかといふような、そういうでたらめな、あるいは新聞の良識に反するものな、そういう言葉は一言半句もなかつたと思ひます。むしろかりに事実であつたとしても、新聞社としては書いていいことと悪いこととがある、御指摘のようなことを考えてみれば、大臣が非常に重要なことをおつしやつておるんだから、たとい大臣がそうおつしやつたにしても、新聞へ書くこととやらんだがどうだろうかといふ、事前の大臣の了承を得るべきであつたかもしれない、新聞としては事実であれば何でも書くという態度をとつて決してひとりよしとしておるものではないとせんとし、その返事に書いてあるはずでございませう。さらにまた大臣に対するお答への中で、申しした覚えがなくといふこと、事実と相違するから取り消せといふ御要求とは、それは理由として受け取れない、それについては事実上どういふものも証拠としてある、これは単に聞き違いあるいは考え違いじゃないか、具体的に当日の放送、こういう事実もあるといふこと、返事の中には指摘してあつたはずでございませう。活字になつたものは仕方がないじゃないかといふ、新聞に書かれれば泣き寝入りだといふような意味の返事は全くなくて、その返事は条理を尽くしたものであつたはずでございませうが、大臣はどうかからその活字になつたものは今さら取り消しできない

といふようなことをお説き取りになつたのでしょいか、伺いたいと思ひます。

○荒木國務大臣 今返事を読んでいただいて、なるほどそういう内容の返事をいただいたといふことが思ひ浮かべられますが、返事そのものは新聞社としてももつともなことを言つておられると思ひました。私が取り消し要求をしましたのは、今読まれたことではつきりいたしますが、朝鮮人やアフリカ土人といふ言葉を具体的に申したことは今でも感念に思つております。要らざることと言つたものだと思ひます。だからと言つて、劣等民族といふ概念は私にはないことはさき申し上げましたが、長所、短所はそれぞれの民族にあると思ひます。日本人の長所に劣る点を持つておる民族が、その部分については劣つておるというところは、注釈を加えないでも当然そういう意味合であることは言はずもなでございませうが、だからといつてその部分で劣つておる民族といへども、日本人よりまさつた長所をそれぞれ持つておるわけではございませうから、包括的に、部分的な日本人の長所があるからそれに劣つた民族はすべて劣等民族と云うこと、それ自身が不合理なこともありません、そういうことを表現する必要がある、だから私はまだかつて言つた覚えがないと自分で自負いたしております。のみならず、それに追つかけて、そのこともまたその民族の先祖の努力が足りないからそんなふうになつたんだ、さき見ろといふばか念を押すことは私の論旨から絶対に必要としな

い。日本人の長所を伸ばし、短所をためていこうじゃないか、日本の国土の

よさを伸ばし、また国土の欠陥を補う努力を先祖に負けないようにしていこうじゃないか、日本が他の民族からよき文化を持つておると客観的に認められておることは先祖の努力であり、われわれも負けないように、もつとそれを乗り越えていけるものに育て上げようじゃないか、しかしまた他の民族に文化的に劣つておる点もある、それはまたその民族の長所を取り入れながら、これまた先祖に劣らぬ努力で欠陥を補つていこうじゃないかといふことを申したのでございませう。従つて取り消し要求は、朝鮮人とかアフリカ土人といふ言葉を言ひましたことは確かだと私も思つており、一緒に行きなした秘書官も聞いておりました、朝鮮人や何と云ふものを引き合ひに出して大臣はしゃべつたようだが、あれは要らぬことだつたなとその後にも感想を述べております。その後日朝協会等の方が話しに來られましたので、当時一緒に行きなした秘書官の記憶等もたどりながら、はたして新聞に書いてあつた通りを言つたかどうかを確かめてみたのですけれども、民族の名前を具体的に言つたことは確かだ、しかし劣等民族と云ひ、あるいはその民族の先祖の努力が足りないからだといふことは言わなかつたといふことは、秘書官からも聞いておりましたから、従つてその点をさういふ私の記憶と秘書官の記憶とをつづり合はせまして、取り消し要求の部分はその部分に限つたわけではございませう。それでは取り消し要求をしたらどうだと日朝協会の方も言はれて、それはむろんいたしましよ、しかしその民族の名

前は私は言ひましたから、この点はなほ遺憾だつた、その他の、總括的に劣等民族視するといふ概念を与える部分、これは私は言ひませんでしたから、その点を取り消し要求いたしましたしよといふ話をいたしまして、取り消し要求したわけではございませう。新聞社の方は速記をとるか録音をとるかして書かれたかどうかは知りませんけれども、少なくとも私と一緒に行きなした秘書官が関心を持って聞いておつたはずでございませうが、その記憶に従へばさういふことはない、同時に先ほど来るの申し上げますように、私自身の意識の中には、さういふ点が特に取り上げられましてよみがえらない、そんなことを言つたはずはないといふ気持だけは私には一貫してありますから、その記憶をたどつて、その事実なしと結論して取り消し要求をした、心理描写を申し上げればさういふ経過でございませう。

○湯山委員 大臣がさういふお考えで、主観的にもせよさういふふうにお思ひになつておるのを、証拠をあげて、言つたじゃないかといふようなことまで私は今申し上げてはおりませう。それについてはもうすでに大臣は劣等民族といふような考えは自分を持つてないのだ、それから朝鮮人とかアフリカの土人とか言つたことは軽率だつたし、きわめて遺憾だつたといふことを言つておられるのですから、そのことをもう今どういふ言ひ方もありません。ただししばしば私も非常に遺憾に思ふことは、今回の大臣の談話もさうであつたと思ひますけれども、かなりつづ込んだことを大臣は旅先やほかでおつしやいます。これは荒

本文部大臣に限らず、他の大臣もそうです。そして言っておいて、あとそれを新聞の責任にする。そういうことは言った覚えがない、いやそれは記事の書き方が間違っているのだ、いや言葉が足りないとかいうことで、えらい人はとかく言っておきながらそれを新聞の責任にする、こういう例が間々ございします。結局新聞社の諸君はそれで泣き寝入りをする、どうにもしようがない、こういう場合がよくあるわけですね。今度の場合もややそれに近いと思ひます。まして、活字になったものはもう取り消すことができない、どうにも仕方がないじゃないかという返事であったということになると、いかにも被害者は文部大臣で、もう書かれたらこれは仕方がないのだ、そういうことは一般国民の新聞に対する認識ということにも大へん大きな影響があると思ひます。

そこで、私が今尋ねておりますことは、大臣の御心境はもうよくわかりました。言つた、言わないという客観的な事実とは別としても、そういう意思はなかったのだということはよくわかりました。が、今度は具体的な事実で、愛媛新聞社へ今おっしゃったような意味の覚えがないから取り消してもらいたいという御要求をなさった、ここまでもおっしゃる通りです。その返事を大臣は予算委員会でご公表しておられる。それはどうかという、今申しましたように「今さら活字はどうなるものでもないという意味で、取り消しはできないという御返事をいただきました。」こういう御答弁をしておられるわけですね。そういうことはその返事の中には一言もありません。むしろそういう点

に關する返信の中の部分を読みますと、『事実と相違する』として取り消しを要求されていますが、もとより本社としては報道内容が事実と相違する場合に率直に取り消し訂正の措置を講じますし、また報道機関としてその義務があるわけですね。こういうこともその返事の中に書いてあったはずでございます。しかもかりに事実おっしゃったとしても、それでもなお、記事にする前には重要なことだから大臣に一べん見てもらった方がよかつたかと思ひ、という新聞社みずからの反省まで書いて返事が来ておるのに、その返事を、今はそういうのがあるかどうか存じませんけれども、昔のいわゆるご新聞のよう「今さら活字はどうなるものでもない」というような受け取り方をしておられる大臣のこの御答弁は、これまた別な意味で大きな問題になる。現に問題になっている。そこで、これは一体ほんとうにそういうことが書いてあったのか。私が今資料として持つておるその返信の写しと、それから大臣のところへ来たものとは違ふものかどうか、これをお尋ねしておるわけですね。

○荒木国務大臣 今湯山さんの読み上げられました返信の写しは、本物と違つていないと思ひます。私が野原さんにお答えしましたときに、その返信の文章までもはつきり念頭に浮かばないままに、私の氣持を、氣持だけであつてお答えしたものですから、言葉が足りなかつたこと、不正確な部分の両方がごつちやになつてゐると思ひます。その点は私も遺憾に存じます。私が申し上げました意味を注釈を加へておいたならば、今申し上げましたように、具体的な民族の名前をあげ

らつたことは、衷心より恐縮に思つておるので、無用なことだといまだに思ひます。ですけれども、ことさらに包括的に劣等民族視するということは、論理的にもさういふことがあるはずがございせんし、長短のずからあるわけですから、長所だけを、とかくこのごろの若い者は忘れがたから、長所もあるぞといふことを強調したい、同時に短所もある。長短それぞれ長所を伸ばし短所をためる努力をする責任がわれわれ日本人としてはあるんじゃないか、それも先祖に負けない氣概を持つてやるべきだといふことを説かんとして申し上げたわけでありまして、従つてその具体的な民族の名前の部分には、新聞に書かれても私は一言もない。まさに事実であることを明確に私も記憶しておりますから。ただ、それをさらに追つかけて包括的に、劣等民族であり、さらにそれがお前たちの祖先の不変の努力が足りないせいであるといふことを言つた覚えはないといふ点で、取り消し要求をしました。が、新聞社の方では今お読み上げになつたような趣旨のお返事をちょうだいしました。それに対してさらに、反証をあげるだけの根拠が私には客観的なものがない。私の記憶と私の秘書官の記憶とを根拠にして、まさにそれが事実そのものであると思つたから取り消し要求の文言にいたしましたわけでございます。それで、それでもなおかつ今読み上げられましたがごとき新聞社側の意向が出てきますれば、それに抗しようもない。具体的にそれはそれにさらに抗弁する根拠は私にはございせんから、いわば泣き寝入りといへば泣き寝入り、いわば被害者の部分と被害者の部分と両方あり

るという氣持であるのですから、そのことをとつさに野原さんにお答えしました言葉が十分でなかつたことを今にして思ひます。その点は遺憾に思ひますが、これまた心理的な内容を申し上げますれば、私はさう思つておるわけでありまして。

○湯山委員 そういふ意味で大臣に被害者の部分と被害者の部分とがあるといふことならば、それは確かにさうだつたらうと思ひます。ただ、特にこの際大臣にそれに関連してお尋ねをしたいのは、よく世間では、弱い者は新聞に書かれれば泣き寝入りする、強い人はかなり具体的な事実を述べられてもそれは新聞の間違いだといふことで、逆に新聞の方が泣き寝入りする、そういう事例が間々あるといふことを大臣は御存じですか。

○荒木国務大臣 あるかもしれぬと思ひます。しかし、私だけに限りましては、新聞その他の報道と私の言動と違ひましたときに、私が静かに思ひめぐらして、事実であつた部分についてそれを報道機関のせいにしたことは一ぺんもないと思つております。またそんなことがあつてはいけません。具体的に私はそんな記憶はございせん。一般的にはあるかもしれせんが……。

○湯山委員 そういふ前提のもとに大臣は被害者でもあるし加害者でもある、さういふことだと思ひます。そこで、非常に突き詰めたことをお尋ねして恐縮ですが、活字になつたものは仕方がない、さういふ意識を大臣は心理的にはお持ちですか。

○荒木国務大臣 それは今私が申し上げたように、自分だけでは処しておるつもりですから、自分にはございせん。

ごさいませんが、野原さんにお答えしたことに對して申し上げますならば、被害者の印象が私には半ば残つておつたのですから、それを中心に、それだけをつい申し上げ過ぎたといふことが、今お読み上げになつた誤解等になつておる、さう今思ひ起こします。

○湯山委員 それは愛媛新聞から大臣に對しての回答でございせんか。これは十万人以上の読者を持つておる、地方としては大きな新聞です。先ほど返信の一部分は申し上げましたが、その返信には決して今大臣が言われたような意味のことはなくて、むしろその返信はきわめて紳士的な良心的なものであつたといふことはお認めになるわけでございますか。

○荒木国務大臣 さう思ひますから私は泣き寝入りをするを得なかつたのだらうと思ひます。

○湯山委員 泣き寝入りという言葉は大臣だけがさうなのかどうか。そんなに泣き寝入りをするような弱い文部大臣じゃないと思ひます。さういふことじゃなくて、条理を尽くした返事があつたので、納得したという意味を強調して言われた言葉でしようか、泣き寝入りというのはいけません。

○荒木国務大臣 さうデリケートに追つかけておつしやいますと、返事がしにくくなるのでありますが、それも半々でございます。

○湯山委員 関連して。これは大臣の学力テストでなくてイデオロギー・テストのうちに、さう横から聞いておると見えるのでありますが、事は非常に重大だと思ひます。一國の文教を担当する国務大臣が、日本人の長所をさんざんはめたあとで、朝鮮人、アフリカ土

人というように、それに対比するものとして打ち出している以上は、それは劣等民族なり、こういうことを言つたと同じことになつておるのであります。私はこの間在外公館で、ある大使の情勢報告を聞いておりましたところ、ベルリン問題に就いて、ソ連の言い分は一つも言わないで、全くアメリカの代弁だけをわれわれに報告されるので、ソ連のこういう言い分ぐらひは入れて何とか言つたらどうですかと言つたところが、一から十までソ連の言い分というものを全部否認するので、私は仕方がないから、こんなのを相手にしてもしょうがない、多数党の保守党が作つておる政府の指令に基づいてあなた方は行動をされるので、野党の国会議員が今ここで批評したところであなたの態度というものは変えられないものではあるまい、それはわかつた、しかしあなた方は多くの機会に新興勢力というか、低開発国の外交官とお会いになる場合もあろうから、その際は理解ある態度で接して、日本に同情を求めよう、理解を求めよう、この程度で臨んでほしい、このぐらゐなことは望んでも政府の方針に反するものもあるまい、こういうことを私が大使に言つたら、その大使は低開発国の外交官に接するのは頭を下げればよい、下手に出ればよい、そんなものじやありません、こういう戦國的な答であつたのです。私には、それは外交は専門家にまかせておけというニュアンスに受け取れましたよ。ところが外国で一等書記官が参事官を勤めていた人間が今国会に来て随員になつてゐるのです。その人がホテルへ帰る途中体験談を話しました。私は外地にいる

ときに低開発国の一外交官が帰国する場合に飛行場に見送りに行つたところが、ついでに諸君も非常に喜んで、日本語で話しかけてきた。平素は日本語で日本の外交官に話すといふことではないのだが、日本の大学卒業生が非常に多いので、話せば日本語が話せる連中なんです。その後彼らだけの集まりに私もときどき招待するので行つたところ、日本語で肝胆相照らしつていろいろ話し合つたのですが、そのときに言いくそりに、日本の外交官は非常にいばつておられるように見えてどうも近寄りにくい、こういうことをしゃべつたという体験談を私は聞いたのであります。列強国会同盟の会議に臨んで、ソ連の代表の団長が会議がぢよつと休憩になつたときに、ナイジェリアだとかオーストラリアだとか黒い色の諸君の代表たちのところへ近寄つていつて、いとも軽い身振りで飲みに行こうといふのでサロンへぞろぞろと引つぱつていくのを見たのであります。そのサロンはベルギー政府の好意で、代表はいつでもそこへ来て軽い飲みものを何でも無料で飲めるのであります。が、そういうように各国の国会議員といえども、外交官といえども、熱心にいわゆる新興勢力といふもの——国連において多数をだんだんに占めていつておるところの勢力に対して、そのぐらゐの留意を払つておるのに、日本の荒木萬壽夫といふ一人の国務大臣が、日本の長所をぶちまけて、そしてその対比物として朝鮮人とかアフリカ人といふことを持つてくるのは、その大使の考え方と全く同一であつて、世界は動いておるのに、まるで一時代前の感覚で日本の行政を担当して

おるので、民族の将来にとつても、日本の国際的な立場を考えましても、非常に嘆かわしいことであると私は思ふのであります。池田総理が渡米してお歸りになりました、日本大國論を振り回される、それらが在外公館における外交官の諸君に——全部じやありませんが、古い頭の諸君に——一そう拍車をかけるような結果になるのではあるまいか、そういうことまで私は連想したのであります。今同僚湯山議員の追及はのらりくらり逃げればよいといふものじやなくて、ほんとうにあなたのイデオロギーはどうしたら直るのか知らぬが、私はやはり政治をやる者として國を憂へ、あえてどこもかしこも本質がのぞくその考え方の根本を何とかしてお改め下さることを切に要望いたします。

○荒木国務大臣 ただいま御注告と考へられることをおっしゃつていただいて、一部参考になるかとも思ひますが、私のものの考え方は間違つていないと自分では思つております。ただ日本民族と他の民族との関連において感情的に誤解を招くような表現があつたことを遺憾の氣持で先ほど来申し上げておるわけでございます。

私は余談を申し上げておそれ入ります。が、満州国の役人を三年いたしまして、漢民族とも朝鮮民族とも一緒に仕事をして三年おつたことを思い出します。が、他の民族に対してことさら蔑視するような態度をとることが日本人がよく思われることではない、こんなばかなことばかり得ないといふ考えを三年間いたして参りましたが、朝鮮人とも漢民族ともほんとうに胸襟を開いて暮らし得たと自分では思つております。

その私の主観は今日文教の責任者になりまして、先ほど来御指摘になりましたような話に及ぶといひました。表現のまずさは重々恐縮な点はございませうけれども、私の信念なりものの考え方なりといふことから、今御指摘になるようなことが当然出てくるのだ、いばつておる、外交官みたようなやつだと断定されるのは少し当たらない御批評かと自分では思つたわけでありまして、そのことは答弁を必要としないことですけれども、私の心の中のことにお触れになりましたから、自分で思つておることを整理しながら申し上げさせていたゞいた次第でございます。

○湯山委員 それで事実関係のことは大体わかりましたが、大臣はその当時の講演の中でこれだけのりつぱな文化を持つ民族はほかにはないといふことをおっしゃつたと思ひますが、これはどうでしょう。

○荒木国務大臣 具体的に一々例をあげて指摘しましたその限りにおいては、日本人がさういふべしめるのじやなしに、外国人がさういふべしめるのじやなしに、外国人がさういふべしめるのじやなしに、外国人の批評が一応当たつておると考えますから、そういう部分については大いに自信を持つてよからうといふ感じを申しした記憶でございます。

○湯山委員 表現はこれだけの文化を持つ民族はほかにはないという表現になつて表れておるわけですか。さうすればほかの民族よりも日本民族は優位にあるといふようなことをお考えになつておられるのでしょうか。

○荒木国務大臣 日本人は少なくとも外国人から正直者だ、勤勉だ、手先が器用だ、しかも近代的な普通教育が普遍的に成果を上げておるという角度からはめちぢられてゐることは事実であります。また、ほめられながら現実を見通してみても、これまで明治以来のわれわれの先輩の努力によつて、まさにさういふことであることを確認いたします。さういふ点については、全世界の民族に、諸君どうだと言ひたいぐらゐの氣持を私は持つております。だから、その点をもつとお互に努力して伸ばしていくべきじやないか。ただし、やれ氣短かだ、なんだかんだという短所も指摘される。さういふ点はわれわれが思ひをひそめて短所をため直していくという權利と責任を持つて今日日本人として生を受けておるのだ、しっかりとやろうじやないかといふことを申したのであります。その間話を聞いていただいても、他の民族を劣等視して、さげすんで、ひとりよしとするといふことじやないことはだれしも感じてもらえる内容を話したと思つております。

○湯山委員 今、大臣の御答弁の中で、前半は確におっしゃいましたけれども、後半にはお触れになつておられません。私どもも、日本民族がすぐれておる点があるといふことはもちろん認めておるし、むしろその他の面で文化的な、あるいは民主的な平和的な國家として世界の國々から敬られる國にならなくちゃならないという努力はわれわれ続けなければならぬ。文教の最高責任者としては、今おっしゃつたような、半分だけおっしゃつて、それでこれから努力しなければならぬことを抜いてお話しになる、さういふことは、どこか大臣の意識の中に民族を

劣等民族と優秀民族、こういう区別をする、そういう意識があまりにならないでしようか。もしおありにならないんだとすれば、そういう言い方が、今言ったような誤解——大臣の言葉をもってすれば誤解を生んだということにはならないのでしょうか。

○荒木国務大臣 私は常に両面を申し上げております。ただ、言葉の数が前半と後半と、多い少ないはそのときの時間の都合等によってございますけれども、必ずお話を論旨として当然両面を言わなければ思ひ上がったばかりのものとされることは必至であります。私は常にこのことに触れますときには、大東亜戦争で日本民族は優秀だということが言われた、それは思ひ上がった立場から言った傾向が顕著である、私が今言っておるのは、日本人が思ひ上がって言っているんじゃない、外国人が思ひ上がって日本民族を批評するときに、少なくとも欠点もあげつらうだらうけれども、長所としては今申したようなことを言ってくれている、それはわれわれが国内を見通しても事実だ、だからこれはわれわれが思ひ上がった、だからこれはわれわれが思ひ上がった長所を持った民族の一人として生きていることは喜ばしいことだ、祖先のおかげでそういう文化と、民族それ自体として、あるいは狭いながらもこのよき国土に生まれたことを感謝せざるべけんやと思ふ、感謝は、当然われわれが日本人として生きておる立場においての責任だ、一生かかって先祖の意思に添う努力を積むたをふさぐまでにやるべきだと思ふ、そういうふうにやろうじゃないかという論旨を常に申し上げているので、湯山さんが、前半だけ言って後半言っていないとか、いろいろ

る御批評ですけれども、それは言葉の数の多寡等はございませう。しかし、話の内容といふものは、私の念頭にある人様に申し上げんとする本意は以上のところにごさいますして、愛媛県で話をしましたときも、言葉は少し少なかつた点はあつたかも知れませんが、その点に私は欠陥はなかつたと思つております。

○湯山委員 覚えがあるとか、そういうようなことでは事は解決しないと思ふ。というのは、私が申し上げたい点は、大臣はそういう自分の所信をお述べになるということじゃなくて、そのときの話は、日本の教育はどうあるべきかというのを当初述べておられるわけですね。その日本の教育の中で、逆に言えば、地理、歴史をもつて教える内容といふものは、先祖の努力に感謝しなければならぬ、こういうことなので、その一貫したもので、そういう中から出てくるものは、ちょうど戦前の歴史教育のように、ただ単に、さっき大臣みずからおっしゃったように、神がかり的な民族礼賛ということが出てくる心配がある。これは私が言うんじゃないのです。当日聞いておった教育長の諸君が、あれじゃどうも戦前の歴史教育に戻る心配があるということをは直接言つておるので、これも大臣、ほんとうの事です。ただ、今の民族差別のことと同時に、大臣の教育観がそういう教育観じゃ困るじゃないか、そういう考え方で歴史、地理をしつかりやらなければならぬというもので、今のは困るじゃないかというものが、今の大臣の答弁と一貫して考えて、当時受講者の中から出てきた声なんです。これを私は問題にしているわけです。その点はどうかでしよう。

○荒木国務大臣 先ほど来申し上げた通りにお話をいたしました、たくさんの方の中には聞き違いをなさつた方もないとはいへないと思ひます。ですけども、始終私の話を聞いていただく限りにおいては、今も申し上げましたように、その民族みずからが、つぱだとか、偉いだとか、単に思ひ上がるだけのこと、人を人様の前で言うほど私も感かではないつもりでございます。ことごとく国会を通じて申し上げました趣旨にのつとて申し上げたのでございまして、ただ湯山さんがおっしゃる意味が、そんならそれはいいから、もつと一人でも聞き違ひのないように巧みに話せといふ御忠言ならばありがたうお受けしますけれども、私の考え方は、自分自身が基本的にただ単なる単純なる復古調であると断定されることには私は異議がございませう。

○湯山委員 この際大臣に特に要望も、御答弁もいたしたいことがございします。それは一国の文政の最高責任者である文部大臣の発言といふもの、特に公式の発言といふものは、慎重でなければならぬと思ひます。それは大臣自身もよくおわかりだと思ひます。ところが、今日の大臣の話を聞いた者の印象は、実は大へん恥ずかしかつたという印象も多分に受けておられます。しかし、むずかしい中で大臣をするのだから、あれくらい向こうの意気がなくちゃならぬじゃないかと、いふのは好意的な人の意見です。今私の質問を通して、大臣はいろいろ間違へてあつたこともお認めになるし、不用意であつたこともお認めになるし、

し、そういう面も多分にごさいます。しかし、それが今不用意であつた、あるいは取り消すということでは済むものじゃない、一国の文部大臣のそういう公式の発言といふものは、実際には何百万の子供たちに何らかの形で影響を与える、こういう自覚が大臣の常々の言動になければならぬと私は思ひますが、それは大臣はどうお考になるでしようか。

それからさらにこの際言ひにくいですが、申し上げたいことは、大臣のお言葉づかいです。これは人それぞれ性格がありますけれども、きょうも大臣の御答弁の中にはばかとかなんとかいふ言葉が出て参りました。こういう言葉は一本ん出ず、あつたの抵抗もなく出て出る言葉だと思ひます。しかし、やはり一国の文政の最高責任者としては、たとへばそういう諷刺はばかだとか、あるいはさういふことを言うのはばか者だとか、さういふことを言うのはばか者だ、好ましい言葉ではないんじゃないか、あるいはばか者だとか、あるいはチンピラだとか、あるいは暴力団だとか、つまみ出せだとか、さういふ大臣の当日のお言葉の中にはかなり激しい言葉が出ておりました。そういう言葉を聞いておる教育長の諸君は、実は恥ずかしかつたといふことを率直に言つておるので、話の内容もですけれども、さういふ言葉づかいも、もし言い過ぎであればお許し願ひとして、私としても文教に關係しておった者としては、一国の文部大臣といふものはあらゆる面から国民の崇敬の的である、あるいは敬愛されるものであつて、少なくとも同じ教育に携わる者が大臣の話を自分で聞きながら恥ずかしい思ひをする、さういふようなことは今後気をつけていただいた方がいいんじゃないかと私は思ひますが、いかがなものでしようか。

○荒木国務大臣 私は閉会中の演説会等ではしゃべりましたことにも、すべて国民に対して責任を持たねばならぬ心がまえを持っております。ただ表現します言葉等が、私のいなか育ちのゆえに、ポキヤブラリーが貧弱なゆえに、ついついさの場の言葉を使つたりしまして、あとで考えてみて、もつと洗練された表現をけいこしなければならぬと思ひます。さういふことをおっしゃつていただいたと思ひまして、今の御意向になるべく治うように努力したいと思ひます。

○野原委員 関連。ただいま湯山委員からいろいろ質問がなされたわけですが、実は私は予算委員会でも時間があればもう少しお尋ねをしたのでありますけれども、時間がなくて中断いたしましたのであります。今、湯山君との問答を承つておりました、どうもはつきりしないのです。文部大臣のお考えが私にはどうしてもまだ明確につかめない点があるのであります。そこでお尋ねをいたしますが、劣等民族とはおっしゃらなかつた。これを言つたら大へんなんです。朝鮮人やアフリカ人は劣等民族だ、これは国際的に大問題になります。アフリカ土人は最近独立をし、朝鮮民族は残念なことに南北二つに分かれてはおりますけれども、やはり独立の気概を持って、韓国にしても北朝鮮にしても、日本から解

放されてからの朝鮮は、やはり非常な民族的な努力を続けておるわけだ。そこに持ってきて朝鮮人は劣等民族だ、なんという言葉を政府の閣僚が、しかも数万名の教育長を前にして講演をする、こういうことになったらこれはゆゆしい問題です。ですからこれはあなたのおっしゃったように言われなかつたというのを私も信頼したいのです。信じたのであります。私はこの問題には触れたくはないのであります。国際的にも大問題になりますから……。だから、この点は愛媛新聞が取り消さないでございませうけれども、あなたのおっしゃっていることを私は信じていきたいと思ふ。あなたが誠意を持って国会において陳謝なりそれから所見を述べておるわけでございますから、そのことを私は信じて、私もはさういふことであったかなという了解をして参りたいと思ふ。あなたがお尋ねをいたします。そういう立場でお尋ねをいたします。そういう立場で、なおもう少し明確におっしゃっていたらだか、これは単に北朝鮮の日報協会だけではないのです。韓国の韓国人居留民も大問題にしておるのです。あなたのところに抗議に行かれた諸君は一応納得したような形で帰られたかも知れませんが、その後私がお会いしたところによると、まだ釈然としていない。機会あらばやはり問題にするといきまいておる者も、抗議に行かれた諸君の中にもおるのです。従つてこれが誤解をされて、国際的に流されるということになると、これは私は池田内閣の大きな問題であらうと思ふ。あなた個人の問題だけでは済まない。

そこでもう少し明確にしたい。きいた第一点は、劣等民族とはおっしゃっていないけれども、朝鮮人やアフリカ土人という名詞を使つたことは遺憾だと、こう言われるわけでございますが、私は朝鮮人は朝鮮人——アフリカ土人という言葉には侮辱の意味が遺憾ではなからうと思ふ。あなたの愛媛新聞の記事を見ると、「よくぞ朝鮮人やアフリカの土人に生まれなかつたよかったです。」やはりこれはおかしいと思ふのです。劣等民族と言わなくても、やはりわれわれが朝鮮人やアフリカ土人に生まれなかつたよかつたということの裏を返せば、朝鮮人やアフリカ土人はやはりわれわれよりも劣つておるじゃないか、こういうようにとられるわけですね。だから劣等民族という言葉は、それはいろいろ聞く人によつて——あなたはいろいろ聞かれないといふから新聞が間違ひであるかもしれない。しかしながらよくぞ生まれなかつたよかつたということをおっしゃつたのですか。この点はどうです。

○荒木国務大臣 よくぞ外国人に生まれなかつたよかつたという意味で、具体的な名詞を使つた点が誤解を生むものでありますから遺憾であると申し上げておきます。裏を返せば日本人の一人として生まれたことを喜ばたいということをおっしゃつたのであります。(拍手)

○野原(覺)委員 あなたの今裏を返せばということ、自民党から拍手があつたのですが、私はその点をもう少しお尋ねしてみなければならぬと思ふのです。それはあなたの、この新聞記事でこういふことがある。「これだけ

のすぐれた文化を持つ民族はほかにない。これは先祖の努力のたまものだ。劣等民族は先祖の努力がなかつたからで、われわれはよくぞ朝鮮人やアフリカの土人に生まれなかつたよかつた。」この点が実は第一の問題点でございますが、これだけのすぐれた文化を持つ民族はほかにないといふ、こういう断定の仕方ですね。私は日本人の一人として、日本人に生まれたことを私も誇りに思ふ、うれしくも思つております。しかしすぐれた文化を持つ民族はほかにない、われわれだけだといふ、こういうようなものの考え方はこれはいささか問題があるのではないと思ひますが、どうお考えになりますか。あなたはほんとうにほかにないと考えておるのですか。

○荒木国務大臣 それはさつき湯山さんのお尋ねにもお答えしました通り、こういう長所があると外国人が見てくれている。われわれを取り巻いておる文化をかりに考えても、たとえば建築にしてもあるいは絵画、彫刻その他手工芸に至るまで、日本の芸術なり文化というものは相当高く評価されておる、こういう文化を持つ民族はほかにないといふこと、ございまして、民族それ自体の長所、短所についてもさつき申し上げました通り、芸術、文化等の角度から見ても、あらゆる民族にすべての点ですぐれているなどと思ひ上げる考えは間違ひだと冒頭に申し上げてお話を展開しておるのであります。例示しましたような、こういう文化については外国人がすぐれておると言つておるのだから、その点については日本は大いに誇らしく考えてよろしいといふニュアンスのことを

申したのであります。これは前後の論理体系ないしは全体の話のニュアンスを判断していただきませんと、単にそこだけをとりとえて、そう言つた以上はすべてあらゆるものが他の民族よりすぐれておるとお前は思ふかと御質問なさいますことは、私の真意とはいふんかけ離れておるわけでございます。ただ表現の上手、下手という点で、もつと適切であれという御指摘であればわかりませうけれども、そう思つてそれ言つたんだらうとおっしゃることに私は異議がございませう。

○野原(覺)委員 それから同じく愛媛新聞の記事でございませうが、こういうことをおっしゃつておるのでございませう。日教組五十万の組合員中には三十三人の共産党分子がいる、あとの四十九万七千人の善良な教師を守るために、これらの三千人の分子をつまみ出してもらいたい。こういうことをおっしゃつたのですか。日教組には三千人の共産党員がおる、これは文部大臣が言うのですから、聞かれた人はだれもそう信ずるわけですね。そして四十九万七千人の教師は善良であるから、この教師を守るためにつまみ出せ、あなたが教育長に向かつて号令をかけている。こういうことを言われたのですか、お尋ねします。

○荒木国務大臣 私は、昨年の臨時国会でございまして、公安調査庁長官が政府委員として国会で御答弁申し上げたことを速記録で見ました。それによりまして、三千人余りの共産党員がおつて、中央地方の幹部として活発な行動をしておるといふことが明らかになつておりますから、三千人余りといふことはそのことを援用いたしましたので

あります。同時に日教組という団体の目的意識は私は間違つておると信じております。これは国会でも私の考え方はお答え申し上げております。その間違つた団体の動きあるいは目的意識、その中で幹部として末端に指令を発する立場におる人々は私は間違つておると思ひます。従つて、そういう人々には文部大臣という立場においても反省を求めたいが、教育は結局は主権者たる国民のものと思ひますから、国民という立場において父兄の方々も十分に教育の場に関心を持つていただきたい、また教育長の方々も、文部省と一緒に、国民に奉仕する立場でありますから、憲法なり教育基本法なりその他の法令に基づいて、そののりを越えないでサービスこれ努める立場にあるから、今申し上げたような趣旨で反省を求め、努力に協力してもらいたい、幾ら反省を求めても改めないとはいへば、ほかに手がない、教育の場から去つてもらふよりほか手がなからう、そういう考え方で御協力を願ひました、私はこういうことをお話ししました。

○野原(覺)委員 あなたは、つまみ出してもらいたいという言葉は実はこの愛媛だけではございません。全国の新聞を私も念のために調べてみましたところ、通常国会が終つてから臨時国会になるまでの間、方々で講演をされたのです。その講演は、ことごとくが今あなたの言うような信念に基づいて日教組の罵倒攻撃であります。何ら一片の教育政策もない。教育経緯の披露もない。罵倒攻撃。それはあなたが御勝手になさるのでございませうから、これはあなたの信念でやつておること

でございますから、これには、問題がございませうけれども、ただいま私は触れませんが、ところがその最後にどの新聞記事も書いておられることは、つまみ出せ、つまみ出せ。一体つまみ出せというのはいくらでございましょうか。教育長でしよう。市町村教育委員会は任命権を持つておる。その任命権を持つておるところの教育委員会の教育長に、つまみ出せ、つまみ出してもいい。具体的にどういふことですか。

○荒木国務大臣 具体的には法令に違反した行動が今までの実績を見まして、新聞記事だけから見ただけでいふんあるように思われる。そういうときには法治国家たる日本においては、法律制度に従って厳肅に行動してもらいたいという意味であります。

○野原(覺)委員 それならばそのように言うたかどうか。それならばそのように言つたらどうですか。あなたが今ここで答弁されるように言つたらどうですか。それをつまみ出せ——こういうような品のない言葉で、一般世間の人の受け取る受け取り方はどうです。つまみ出せ。それからあなたはテレビ、大ばかやろう、薄のろ。私はこの人は大へん語彙の豊富な方だと思つて、実はその点では感服しておつたのであります。実にえらい言葉を知つておる。大ばかやろうのこんなちきやろう。あなたは新潟で七千人のPTAを前にして講演をした。大ばかやろうのこんなちきやろう、薄のろ、こういうことを言つておる。だから日教組に批判があるならば、日教組のことが間違いだと言ふことは、私は言つていいと思ひます。あなたは文部大臣ですから、当然大いに言つて下さい。

日教組の間違える点を国民に訴えることは必要でありませう。その場合に、なせ日教組と言わないのでしよう。日教組の先に日教組のばかもの——講演の中で大ばかやろうとくるのです。これを聞いた——PTAの全国の役員でありますから、かなりの地位の方です。どちらかというところは保守的な人々が新潟では多かつたこれは聞いておられます。各都道府県から選ばれた会長が七千人新潟に集られた。あなたが新報になってからこのことが討論会で大問題になったのです。これは日教組の新聞ではございませう。日本教育新聞の記事を見れば、その大問題になった記事が書かれて、全国のPTAの会長はつるし上げにあったのです。君はそういうことを知つて荒木文部大臣に講演をさせたのかと詰め寄られた。教師からではありませう。一般の会員から詰め寄せられた。そこでその会長は困つて、いや私は文部大臣に会つたつをお願ひに行きました。それならあつてくれといふことになった。一時間半話をさせてくれといふことであつたけれども、私は四十分で実はがまんしてらつた。日教組の攻撃をしてくれなといふ講演を頼んだ覚えはさらさらない。こう言ふのですから、ではさうか、その点は了解するといふことで解散をしておるのであります。それで大ぜい集まつた人が異日同音に言つたことは、やはりPTAの人ですから、学校給食に対する考え方を聞きかつた。あなたが旅先で国定教科書は理想的だといふことを愛媛で話しておるのですから、あるいは義務教育費無償の精神を実現するために、全額義務教育学校で子供に本をただで政府はやり

うといふような新聞発表もあなたはしておるのですから、そういうことも実は聞かしてもらひたかつたに違ひない。ところが徹頭徹尾大ばかやろうのこんなちきやろうで一時間半終わつた。だからこの人たちは、こういうことを会長が文部大臣と示し合はせて講演をさせたとするならば大問題だといふことで、実はつるし上げになつたのです。ところがあなたが新潟のこのPTA大会で講演をされて一番最初に言われたことは、私は日教組を批判する。そういうことを前提にしてこの講演に來たのだといふことであつた。そこで会長は実はつるし上げを食らつておるのであります。あなたが会長の全国PTA大会に出席する場合のお話し合いといふものはどうだつたのですか。あなたは、おれは一時間半日教組の攻撃をやるからいっていいか。そこで会長がよろしうございませうと云つて行かれたのかどうか。実は私のところに保守的なPTAの役員から、この問題は究明してもらいたいと言つてきておるのです。だから私は全国の会長にも場合によつては国会に來ていただくことと思ひます。これはどういふことなんですか。全国のPTA大会で大問題になつておるのです。あなたが講演を聞いて、人をばかにするなと言つてみんな席を立つて各県に歸つておるのですよ。この辺の経過を御説明願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 午前中に優良PTAの表彰式をやる、それで当然行くことになりまして、そのあとで特別講演会といふようなことで、一時間ばかり時間があるから何かしゃべつてくれといふことであつた。別に注文もございませう、私も一時間ばかりならば、——下手の長談義になるおそれがあるけれども、一時間ばかりぢやないすれば、何か一つお話し申しませう、こういうことで何つたのであります。私の話の内容は、私の責任において申し上げました。

○野原(覺)委員 私の質問に対する御答弁がなされてないのだから、PTA会長とあなたは日教組の攻撃をするといふことを約束をして登壇されたのですか。それともあなたはもういふわけはこの講演を受諾されたのですか。それはあなた御自身の問題ではない。PTA大会があなたに講演を御依頼したといふのは、一國の文部大臣から話を聞きたいといふことで行つたわけですから、ところがあなたのお話の内容は、ただいま私の言つた通りでしよう。これは私は否定されたいと思ひます。あなたはどこにも教育政策のせの字も言つていない。今全国高等学校の全員入学の問題もあるし、来年度、再来年度、義務教育の中学校の卒業生をどう收容するかといふことも問題になつておるのです。こういう最も関心の深い点には一言もお触れにならないで、徹頭徹尾三千人の共産黨員をつまみ出せ、日教組の幹部はチンピラ幹部、薄のろだ、大ばかやろうだ——出ておられますよ、新聞に。講演の至るところでそれを言つておられます。これはきつち岩手日報の記事を出して山中君が指摘をしましたが、私ははかりに問題があるとして、このようないふ人々の使ふ言葉ですかね。こういうようなことをあなたが言われておるのだが、その話し合いといふものは、どういふことだつたのですか。あなたが登壇をするにあつたのは、会長との間のお約束といふのはどういふことであつたのですか。そこら辺を御説明願ひたい。

○荒木国務大臣 今申し上げました通り、特別講演会といふことで、一応予定されておる時間が一時間ばかりあるのといふお話でございませう。私はとかく下手の長談義になりますから、一時間ばかりではどうかと思ひましたけれども、それくらいぢやないすれば、何かお話し申し上げませうといふことで参りました。お話の内容は、さつき申し上げた通り、私の責任において申し上げたのであります。なるほど私は教材のことも重大であることはわかつておられます。さらにまた教科書の問題も、憲法にさかのぼつて考えないまでも、重大な課題であると思ひます。その他もろもろの課題があることはむろん承知いたしますが、教科書と、教材の整備といふ、もろもろの教育条件の改善は何のためかといへば、教育そのものがよくなるためにこそ努力する値打があると私は思ひます。それにもかかわらず、日教組の倫理綱領に根ざしておるもの考え方といふものは、端的にいへば、共産革命のな

とに根を置いて、十年この方いわばばかなことをやっておると私はかねがね信じておりますから、そのことを申し上げることが根本的な課題として必要であらうと私が信じてまして、PTAの方々にお話を申し上げたのであります。お話の上手、下手、用語の拙劣さ、洗練されていない等の御批判は、これはどうも甘んじてお受けするほかはございません。ただし、今後十分注意をして、洗練された表現をする努力をしなければならぬとは思っております。

○野原(鑑)委員 参考までに、この新聞が収録した記事を、短いですが読んでみます。荒木文相の日教組批判については、参加者の多くが批判的に受け取った模様であった。一国の大臣が、政策については一言も触れず、教師をばかやろう呼ばわりするのは良識がないではないか、これはある人の声です。その次に文相はPTA大会を踏みにじったという意見が多数出た。全体討議でもこの点を追及する意見が多く、かなりの混乱状態になった。そこで会長が立って陳謝したものであります。結局はPTAからそのような内容を要求したものでなかった。文部大臣が勝手にしゃべったのだ。それならば司会者並びにその全国PTA大会の役員諸君の説明を了としよう、そう言っただけでふんまんやるかたなく集まられた人々は、あなたの話に感激するどころか、実は憤慨して帰っているのです。私は、あなたが日教組を批判することは悪いとは決して言いません。大いにやっつけて下さい。日教組に間違い点があれば、これを父兄に訴えることは文部大臣としては当然です。やっつけて下さ

い。ただこの批判をする場合に、あなたは言葉に洗練がない、私は修練が足りないからといいますが、あなたは文部大臣です。一介の平代議員ではありませぬよ。それで済みませぬよ。そういう下品な言葉しか使えないのなら、あなたは文部大臣をやめるべきです。いやしくも七千人も集まった全国PTA大会から批判されるような講演しかできないならば、あなたはやめるべきです。私は予算委員会での点を池田総理に追及したかったので、一般質問で総理は出ないし、また時間もないので触れなかったのですが、これは非常に遺憾にたえない。しかも新編ばかりではない。愛媛でも岐阜でも岩手でも宮崎でもそうです。私はそのローカル新聞を取り寄せて見ると、出てくる言葉は、ただいま言ったつまみ出せ、ばかやろう、これだけしか共通の言葉が出てこない、こういうようにして全国を講演して歩かれるようなことで一体池田内閣の文部大臣が勤まるのか。そうして中には朝鮮人やアフリカの土人に生まれなくてよかったと放言する。大体あなたはILOについてでもそうです。脱退せずと放言する。そうして私どもから責任を糾弾されると陳謝する。この点は率直でいいのですが、それがたび重なることは軽率であります。放言をして陳謝をする事が済むものではありません。責任が残りますよ。その責任がたび重なるということは、文部大臣としていかなるものかと考えるのであります。

つかの機会にあなたの方で発表されたことを私も実は薄覚えに記憶しておりますが、これはどういふ調査で三千人の共産党員といふものを把握されたのか、御答弁願いたい。

○関(之)政府委員 たしか二年ほど前にあたると思いますが、例の勤評反対のときに文部省に対していろいろお尋ねがありました。当時三十四年であったと思いますが、私が文教委員会に参りまして、日教組内における共産党員は、当時で大体三千人前後いる、こういうふうに申し上げた記憶があるわけでありませぬ。

○野原(鑑)委員 それは二年前だということですが、二年前でよろしいでしょうか。あなたの方が共産党員が何名いるのだ、こう発表する以上は、調査になられた資料の根拠をやはりお示しになる必要がある。これは公安調査庁は何によって調べたのですか。

○関(之)政府委員 調査は、結局共産党といふのは一つの組織体でありまして、中央から県、地区、それから細胞、こういう組織体になっているわけでございます。結局その組織の内容を調べるということに相なるわけでございます。

さて、いつ、どこで、どういふふうな調査というものは、これは率直に申しまして、調査はある意味において一くせを要するわけでありまして、あまり具体的に申し上げますと、こちらの手の内が暴露されるわけでありまして、この程度で御容赦いただきたいと思ひます。

○野原(鑑)委員 それはこれ以上でいいからあなたに御容赦いただきたいといふ機会にあなたの方で発表されたことを私も実は薄覚えに記憶しておりますが、これはどういふ調査で三千人の共産党員といふものを把握されたのか、御答弁願いたい。

と云うけれども、私どもはそれでは了承できない。いやしくも何政党内に属するかといふことは自由なんです。従って、だれが何政党内に属するかといふことを発表されてもこれはかまいません。その人の人権無視にはならない。だからこそあなたの方も調査をされたのです。従ってどういふわけであらう数字を把握されておられるのか。共産党の組織から調べたと言いますけれども、共産党ではそういうことになつていないと言っておりますがね。三千人といふのは架空じゃありませんか。架空な数字を国会でお述べになつたという事であればこれは問題になります。が、架空でないならば、その資料の根拠、どういふふうにして調べたかといふことを、これは国民に発表すべきです。手の内と言いますけれども、秘密探偵じゃないでしやう、あなたの方共産党員で共産党員である、何政党内に属する自由がある、何政党内に属する自由がある。だかからこれは遠慮は要らぬと思ひます。手の内も何もありません。あなたの方で、手の内を心配されるくらいあなたの方は秘密調査をやっておられるのか。そうじゃないでしやう。公安調査庁といふのは国内でスパイをやっているんじゃないでしやう。そうでなければ発表しないよ。どうして調べたのです。

○関(之)政府委員 お尋ねの御趣旨は一応私も了解できる点であります。が、しかし破壊活動防止法に基づく調査の根本の問題でございますから、少しその立場で、私どもの調査の基本的

な考え方を御説明申し上げてみたいと思ひます。

破壊活動防止法によりますと、暴力主義的破壊活動をする団体の疑いがあれば調査してよろしい、こういうことに相なつておるわけでありませぬ。従いまして、暴力主義的破壊活動をなす疑いがある場合は調べてよろしい、こういうことになるわけでありませぬ。

さてそこで、この調査は簡単に申し上げますと、ある意味においてこれは犯罪の調査に似ている。従って、犯罪の調査においてあつたところというところを、その調査の段階において申し上げることは、これはどういふことができるわけでありまして、それに類するものがあるわけでありませぬ。もちろんそうかといふて何もかもいふことを申し上げるわけではありませぬけれども、申し上げられないことはどうしてもし上げられない。これはどうして公安調査庁として調べなければならぬ問題である、こういうふうにして、その点は御了承いただきたい、こう存するのであります。

○野原(鑑)委員 これは公安調査庁に要求したしておきませぬが、この資料は一つ文書で出して下さい。そこで、なおこれは委員長にもお願いいたしておきます。公安調査庁がこのようなことを公言する以上は、その根拠を国会に示さないことのできないわけはないと思ひます。できないならば私どもはこれは問題にいたします。私どもはそれのようにな秘密機関を設置することを承認した覚えはない。国会から要求されたならば、それが秘密なら極秘の判を押してでもよろしい。各県に何人の共産党員

がおるのか、どの学校には一体何名おるのか、名前が出せないならば A、B でもよろしい、そうしてそれが三千人になるのかならぬのか、こういうことを私は要求いたしておきます。早急にはこれは出してもらいたい。なぜ私がこういう要求をするかといへば、共産党員は悪者だ、共産党員というものは破壊分子だ、共産党員というものは共産党ではないけれども、弁護するわけではないけれども、合法政党なんです。荒木文部大臣はそう言つて国民に宣伝をして回つておる。私はこれが実は問題であるから、そこら辺のことをはつきり数字を確めていきたいからこの要求をいたすわけであります。これはお歸りになって十分上司とも相談をして、すみやかに出すようにしてもらいたいと思う。

それから二年前が三千人でございましたが、今日たゞいまでは何人ですか。

○關(二) 政府委員 さっきのお求めの問題につきましては、たしか私の記憶では、一年前か二年前か、各県別の日教組内における党員数は、どこだかの委員会では御報告した記憶があります。ですから、当時のものであるならば――現段階における総数はあとで御報告申し上げたいと思います、ただいま手元にありますから。

さて、現段階に、今日になってどのくらい情勢が変化したか、こういう問題でございしますが、これは三十四年の六月というものを共産党は基準にしておりまして、その後におきまして、党員倍加運動というものをいたしたのであります。それからその当時、私は、共産党員の全総数を約四万前後と踏んでおりましたが、最近は一八万前後に相

なつた、とういふふうに向こうも発表
いたしますし、私どもも大体そういう
疑いを深めておるわけであります。

さてそこで、その増加が日教組内ではどうなっているかという問題に相なりますが、これは情報によりましますと、某県の日教組内の党員は数倍にふえたとか、あるいは二倍にふえたとかか三倍にふえたとか、こういう情報がたくさんございますし、また「アカハタ」自体にも、この四、五月ころから各地域の日教組内における共産党細胞の活動が公然と公表されているのが数回も、もっともございました。それらを見ると、いずれも大いにふえて、そして拡大をいたす、こういうようなことが書いてあるのであります。

さてそこで、数的なことでも申し上げますと、その三千名がどのくらいふえたか、黨員総数は四万もふえたが、どのくらいふえたかということになりませんが、私は、私の役所が現実に調査をすすめておりまして、もちろんこれは及ばない面があろうと思いますが、一応日教組内における今日における共産黨員の疑いのある者は、約四千名前後、こう申し上げることができると思うのであります。しかし実際の数はおそらくこれをこしておるものであろう、私どもの調査がまだ及んでいない、こう

ります。
 ○野原(憲)委員　なお公安調査庁におお尋ねしますが、あなたの方は共産党だがないけではないに、自民党も社会党も、すべての党員にわたって調査をされておりますか。
 ○関(之)政府委員　そういうことは破防法の領域の全くの範囲外の問題でございます。

ざいまして、絶対そう言うことはいたしておりません。

○野原(覺)委員　そうすると、共産党

○問(乙) 政府委員 どうも破防法の謬
 釈になりまして大へん恐縮であります
 が、破防法は要するに破壊的容疑団体
 は謂べてよろしい、こういうことに相
 なっております。そしてその責任は公
 安調査庁にある、こういうふうに相
 当のわけであります。

さてそこで、共産党はしからばどうかと申しますと、私どもは、昭和二十六、七年当時においては、明らかに共産党は内乱の構造によってある暴力的企図を敢行する、しようとした疑いがある、こう思わざるを得ないのであります。しこうして、しからばその後今日においてその根本的企図を変更したかいなかということになると、変更していないというのが私どもの考え方であります。これは各種の資料によって御説明できると思つたのであります。

これはたとえは昨年十一月の八十一カ
 国の世界の共産党の行動綱領を見てみ
 ましても、その中に、要するに、暴力
 を使うのは相手方の出方いかんである
 という面もあれば、あるいはあるところ
 においては、戦争によって事を行つて
 いる面もございまして、それらの点は、
 私どもはどうしてもそう考えざるを得
 ないのであります。従つて、共産党の
 基本的性格が依然として継続している
 限りにおいては、破防法によってこれ
 を調べるのはまことにやむを得ない。
 こう私は考えるのであります。

○野原(愚)委員 わが国内における破

壊的容疑団体というものは、共産党とそのほかにございますか、あなたの方で考えておる破壊的容疑団体というの

は……。

○開(之)政府委員 左が五つ、右が五つ、こういうふうに今まで申し上げております。左の方は日本共産党、朝鮮人総連合、それから学生団体が三つ。全学連その他二つ、こういうふうに考えております。

○野原(彌)委員 その破壊的容疑団体も、これは一べん出してもらいたい。

左と右があるそりでございますが、私も、これは知っておきたいと思う。破壊的容疑団体と公安調査庁が考えておるものは次のごときものであるということを文書でお出し下さることを要求いたしておきます。

そこでお委員長にもう一点要求をいたしておきますのは、荒木文部大臣は日教組はあたかも破壊的容疑団体であるかのごとき講演をしておるわけです。公安調査庁長官、いかがですか。日教組は破壊的容疑団体とお考です。

か。

○關(之)政府委員 私ども、この席で日教組の性格がどうであるかということとは申し上げることはできません。ただ日教組にはただいま申し上げましたごとく、私どもが認めるだけでも四千あるいはそれ以上かも知れませんが、共産党員がそこにいるし、相当の役職の地位を占めている者もたくさんいる。こういう方々が現実において、その活動に参加している事実だけを私は申し上げるだけであります。

○野原(暁)委員 それはすべての労働組合、すべての職員団体におります。共産党は合法政党ですから、共産主義

がよいと考えれば共産党に入党するで
しょう。そうして組合員から選ばれれ
ば役職員になる。これは当然だ。そう

いうふうになっておるから破壊的容疑団体だと断定することができないのは言うまでもないことなんです。私は日本共産党がなぜ破壊的容疑団体であるのか、全学連がなぜ破壊的容疑団体であるのか、これはあなたの方から文書で提出されてからなおあなたの方にお尋ねしておきたいと思う。

そこで、荒木文部大臣は、破壊的容

疑団体であるかのごとき講演を子供の父兄にするわけです。日教組というのは五十万の教師の結集体なんです。全国の教師がこの日教組に結集しておる。ところがこの日教組が破壊的容疑団体であると講演するわけでございいますから、私は非常にこれは重大だと思ふ。私は日教組の出身議員として重大に思ひます。私は文部大臣の御承知のように前身は日教組なんです。だから日教組がほんとうに破壊的容疑団体であるのかどうか、私ども社会党はこれ

は大問題にいたします。事が重大でありますから、これは文書で文部大臣からどこが破壊の容疑団体であるか、どこが日本の国を破壊するものだとか書で出していただきたい。文書で出せないはずはない。あなたは国民に講演をしておる。これは委員長にお願いをいたします。早急に文書で出すようにお願いをしておきたいと思うのであります。

それから愛媛で荒木文部大臣は国定教科書にしなければならぬというような記者談話を出しておりますが、この点についてどういうお考えであるのか承っております。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます
前に、最初の資料要求のことについて
申し上げたいと思います。

私は日教組という労働組合の一種で
ある職員団体が、破壊的容疑団体であ
ると申し立てたことはまだかつてござ
いません。またその意味における文書に
よっての資料要求でございすけれど
ども、今申し上げたことで御回答にか
えさせていただきます。私が申し上げ
ておりますのは、日教組の中に共産党
員がおろしとおるまいとそれ自体は問
題ではない。それ自身としては、今野
原さんも御指摘のように何党を支持し
ても、個人たる教師の自由でございま
すから、そんなことを私は問題にして
いない。ただ、日教組という団体の
よって立つ組合綱領は、端的に申し上
げれば、さつき申し上げた通り共産革
命のにな手として青少年を育成せよ
ということを書き添えておる。これは
きわめて明瞭であると信じます。その
ことが教育基本法第八条にまつ正面か
らぶつつかるといふ性格を持っておる
から、教育の場においてはけしからぬ
ものであるということを一一般国民も、
末端の先生方もあまり御承知でないよ
うですから、先生方のお集まりであら
うと何であらうと、そのことの真相を
お訴え申し上げて認識を高めていただき
たいという意味での講演をしたことはご
ざいます。日教組という団体それ自体
を破壊的団体であるということは、い
まだかつて申し上げませんし、
思ってもおりません。

そこで教科書の問題でございす
が、私は学校教育法の二十一条でござ
いましたか、また二十条と二十一条と

関連もしておると思ひますが、義務教
育の場における教科書は文部省が検定
をしなければならぬ、検定をしたも
の以外に使っては行けない、検定をす
るにつきましては許可のことは文部大
臣に留保されておる。それに基づきま
して学習指導要領というものを決定
し、そのものさしに従つて検定をし
て、その教科書が使われる、こういう
ことで今日実施されておると承知いた
しますが、そのことは実質上は国定教
科書であると思ひ得ております。です
からそういう制度というものは今後も続
けていくべきものだ、こういう考え
方を記者会見で申したのであります。そ
れを聞いた人が、国定教科書というふ
うに受け取つたようであります。国定
教科書という意味が実質上のことであ
るならば、現在といえども国定教科書
である。こういう理解のもとに教科書
のことを話した記憶はございす。

○野原(覺)委員 とにかくあなたは誤
解をされるような言動が非常に多い。
あなたが日教組は破壊的容疑団体だと
言つたら大へんです。言つたら大へん
でございすから、そういう言葉は確
かに新聞にも出てこないし、使つても
いけないけれども、あなたの講演の中を
ずつと読んでみない、あなたの話を
ずつと聞いてみない、受け取る人
は、日教組というの国を破壊する、
国の平和と秩序を破壊する団体であ
るのかのような受け取りをするような講
演をずつとしておるのです。そうして
子供の父兄と学校の先生との離間をは
かつておる。これは文部大臣としてき
わめて重大だと思ひます。あなたが
文部大臣としての職責に忠実であるな
らば、日教組がほんとうにそうである

とお考えになるなら、なぜ委員長の小
林君を呼んで、君の倫理綱領のことは
一体どうなんだ、これでは現場の教師
としては行けないじゃないかと指摘し
て話し合ひをしたらいいのです。自民
党の前の文部大臣松田さんは、そうい
う態度であつたのです。あの人も日教
組には共鳴はしなかつた。日教組にい
ろいろな批判を持つておつた。批判が
あればあるほどこれは話し合ひなけれ
ばならないということをやつてきたで
しょう。それが国の教育を愛するゆえ
んではありませんか。なぜやらないの
ですか。それをあなたにやれといつて
であらうと思ひけれども、こころを
考へていただかないと、国民はあなた
の文教政策には共鳴もしなければ、つ
いてもこないですよ。あなたは一人よ
がりになり口癖ばかり講演をして回つ
ておるだけです。それでは一歩も前進し
ません。現実には組織があるのです。現
実に団体があるのです。その組織と団
体に問題があるならば、あなたは話し
合ひをすべきです。大いに討論すべき
です。そうしてその討論は国民に公開
をして批判を求めべきです。そこに
初めて日本の教育が前進するのではあ
りませんか。カタツムリのようにあな
たは閉じこもつておるでしょう。会わ
ないでしょう。そこからすべての誤解
が生まれ、そうして感情的な今日の離
間が実は生じてきておる。これは日本
の大きな不幸ではないかと私は思ひ
ます。この点についてお考えを承つて
おきたい。

○荒木国務大臣 倫理綱領に根拠を持
ちます日教組という団体の目的意識な
り、行動綱領というものは、私が会つ

て話をし、討論をするからどうだと
いう課題じゃないと思ひます。任意団
体として、地方公務員法に基づいて存
在しておる日教組という団体は、それ
自身のものでございすから、これこ
そ民主的に全教師の意向を聞きながら
改善すべきはするということではな
く、干渉がましくこれ言
うべきものじゃないと、むしろ私は心
得ております。ただ、批判をしなけれ
ばわからないだらうと思ひますから、
批判をいたしております。その批判
にこたへるがごとく、この春早々で
ございすか、日教組の幹部の人が、
記者会見を通じて発表しておることを
新聞で見ました。それは、倫理綱領そ
のものは変えないけれども、解説の部
分で、新聞の表現によれば、どつ
表現のところが数カ所ある、それをそ
のままにしておくと言葉じりをつかま
れてくるさいから、それをやわらかく
表現を変えようということにした、し
かし倫理綱領そのものは絶対変わらな
いんだという注釈つきで記者会見を通
じて発表していることを私は詫言まし
た。その後表現をやわらげたものはか
くの通りだということ、参考的に私
ももらつて読んでみました。ある程度
用語をやわらげてはおることは確かだ
ですが、倫理綱領そのものはいささかも
微動だもしていない、そういうことを
確認しておるわけですが、私のみなら
ず国民的にも関心が高まつて批判をし
ておると思ひますが、それに応じてな
しましたことは、性根は変わらないん
だ、表現だけを便宜変えらんだとい
うことで終わつておるのであります。そ
うなれば、先ほども申し上げましたよ
うな考え方で、教育基本法第八条に

まつ正面から挑戦するがごとく目的意
識を持った、それが動かない限りにお
いては、教育の場には弊害がある。野原
さん仰せの通り、重大問題でもあり、
教育の場がでんぐり返るおそれがあ
る。民主憲法、それに基づいての教育
基本法以下の法律制度にもおそれ
れが多分にある、そういうことを私は
警告しておるわけでございます。会つ
て話そうと、批判をしてその意向が伝
わらうと、効果として私は同じである
と思ひます。また、会う会わぬにつ
きましては、昨年来申し上げておるま
通り、文部大臣は職員団体の全国組織
たる日教組の代表者と交渉を持つべき
立場にはない。法律制度上そうであり
ます。また現実に、事実問題として会
うにしましても、今申し上げたような目
的意識を持った団体の代表者と会うこ
とそれ自身が、中立的なべき教育の場
を預かるものとしては適當じゃないと
考えますから、会いたいということが
伝わりまして、会わないできており
ます。また今後とも会わないでおる姿
を続けた方が適切だと心得ております。
○野原(覺)委員 あなたがそういう考
えであるならば、私もあなたに對
する追及の手は断じてゆるめません。
私は実はもつと材料があるのです。あ
なたが、湯山君の質問に対して反省し
たかのごとき言辭を出しながら、実は
何らの反省もない。遺憾なことでは
ない。私は何のために本日質問したのか、実
は今でも残念に考へておりますが、第
一、日教組は教育基本法に挑戦をして
おると言ひますけれども、教育基本法
に挑戦しておる者はあなたですよ。あ
なたのやつておる今日の文教政策は教
育基本法に挑戦しておるのですよ。あ

なたはお気づきになりませんか。お気づきにならないければ、私はそれを述べなければならぬのです。従って、私は委員長にお願いいたしますが、午前中の時間は委員長との約束もございまして、これで終わりますけれども、教育基本法に挑戦しておるのは荒木文政であるのか、今日の文部省であるのか、それとも日教組であるのか、私はあなたと同じように教育基本法を尊重する、憲法を尊重する、今日教育基本法をゆがめておるのはどっちなんだ、この問題であなたと徹底的な論戦をしたと思う。これは究明していきたいと思う。大事な点だと思えます。

以上で本日は終わります。

○小林(信)委員 今日の大臣との話し合いは、今野原君が言われたように、結論が出ておられない。もつと審議をしてほしい。大臣の意思を聞きたいというふうなお話で終わっておるのです。が、ただ一つ、お話の中で、これだけは大員として考えてもらわなければならない点がある。ひいてはそれがあれば、私は大臣のものを考え方全般に及ぶようだが、私はおそれをなしておる点でございしますが、あらゆるところに参りまして問題を生んでおるわけですから、それに対して大臣は、自分の考えというものに非常に自信を持っておられるようです。が、その自信が過剰になるとどうも問題を起しやしないかと私おそれるのです。これはきわめて小さい問題で、一つ大臣に反省していただきたいと思うのです。

が、大臣として言うべき言葉だと思ふのです。そういうような印象を国民が持つてはいけないというふうに言うことが、大臣の役目じゃないかと思ふのです。それを、どういうふうにお考えになるか知らぬが、指導要領は文部省が出すのだ、そしてそれに基づいて教科書が編さんされる場合には文部省がこれを検定するのだ、従ってこれは国定教科書と同じものであるというふうなことをお考えになったら、大臣として、今の教育行政は昔の教育行政と違ふのだというところを一般に理解させなければならぬ役目の人が、かえって混乱をさせるようなことになると思ふのです。前の委員会でも、三木委員が質問をされておる中で、大臣は、ある意味では中央集権であるという答弁をなさっておられる。これも、文部大臣は、国民に対して、文教行政は決して中央集権じゃないのだ、国民の手で国民のための教育をする、教育基本法の第十條というものを常に国民に認識させることは、私は大事な仕事だと思ふのです。ところが、考えようによれば中央集権である、こういうことを大臣が言うということが、私は非常に憂慮すべきことだと思ふのですが、さういふ点も簡単に考えにのって、いささかも反省されない。教科書の問題でも、国定教科書であるというふうなことを大臣の口から言われることはどうかと思ふのですが、どうも、こういうおれはさう思ふのだから仕方ないのだとか、そういう論理的な考え方になるのだというふうな点を固執されると、私は問題だと思ふのです。こ

ういうような問題から考えていけば、大臣の日教組に対する考え方は、先ほど来各地でもって問題になっておられる大臣の演説というふうなものも、同じような罪を犯しておらぬか。私はさういふ心理状態ではなかったんだ、こ

ういうふうな言われてすべてを糊塗されていったら、ほんとうに文教行政というものが、日本の本業あるべきものに乗りかかっていくかどうか、非常に心配になるわけです。今の国定教科書の問題あるいはある意味では中央集権だというお考え、これはいかがですか。

○荒木国務大臣 先ほど申し上げた通りでございます。三木さんにお答えした通りに思いますが、それは今申し上げたことをさらに繰り返します。それは、義務教育課程で使います教科書は文部省が検定したものを、学校教育法が明記いたしておられます。さらにその検定につきましては、教科に關すること

は文部大臣が責任を負うんだというふうに、これまた学校教育法に明記してあると私は承知しておりますが、そのことはこの間の三木さんのお話に關連して申し上げれば、すべてが地方分権で都道府県段階以下でやらなければならぬかというお話がございました。から、文部省にその権限を留保したものがあ

る、原則は地方分権の建前だけれども、教科書に關する限り、教科に關することは、文部省に留保されておる、教科書は検定を受けたものしか使っちゃいけないという意味の留保がされておる、そのことは文部省個々のものとして留保しているという意味から申し上げれば、中央集権的といえないこともない、さういふ理解を申し上げたのであります。で、教科書につ

ては先ほど申し上げましたが、教科に關する権限に基づいて学習指導要領を決定し、それに基づいて教育課程も定められ、それらのものさしによって検定が行なわれるというやり方で、今検定教科書が最終結論に到達する手はずになっておると存じます。ですから教科書に關してどの程度に關与しておるかという点だけを取り上げますならば、教科書の内容の大綱は国で定めねばならないと法律そのものが定めておる。その点だけを抽出して申し上げれば、実質上は今でも国定だと、こ

う申し上げても過言でなからう、こ

う申し上げておるのではありません、私はそのことが、罪を犯すとか誤まりを犯すとかいふ事柄として御指摘になりますけれども、法律制度そのまゝを申し上げてい

るので、ほかのことを付加して申し上げてい

る。小林(信)委員 これは時間がなくて、この法案を上げるといふ約束もしてありますので、時間をとりたく

ないからこれ以上申し上げませんが、今の問題はよく静かに考えていただき

たいと思ふのです。こ

ういふ点があ

るから、さういふ点を特に抽出して国定教科書であるとか、ある意味では中央集権であるというふうなことを言うべきであるかどうか。むしろ今の教育制度というものは、教科書は国定ではないのだ、今の教育行政は中央集権ではないのだという印象をもたすことの方が、私は国民に対する忠実なる教育行政のあり方ではないかと思ふのですが、この点はどうか。

○荒木国務大臣 原則はあくまで地方分権の建前で日本の文教行政は行なわれる建前になっておる。ただ一部に全

国的な視野に立つて取り運ばねばなら

ないものが必要であるから、それが文部大臣の権限、職責として留保されておる、それは学校教育法第二十條ないし第二十一條の事柄であるということ

を申し上げるにとどまるのでござい

ます。それを、全部都道府県段階以下の地方の完全自治の範囲内にあるんだという印象を与えますことは事を誤ります。正直にありのままそのまゝを言うことが忠実な態度であると思ひます。こ

う申し上げておるにすぎないのでございまして、今後におきましても今の建前をどうしようという考えはない、今の法律の定めを言へば、実質上はこ

すいわけなんですが、大臣も学力テストをすることがいいというので、今国民の学力テストをしようとしておるわけなんです。大臣は、自分はこういうふうにかける、こういう心理状態だとおっしゃられますが、やはり国民全体が受けた印象というのが結局は結論なんです。大臣がどういう考えでいらっしゃるかと、国民大部分が受けることの印象というものを、これがやはり私はその結論に思ふわけなんです。結局もう少し国語というものを、大臣も十分お考えになっておられると思うのですが、ただ口が下手だとかあるいは言葉が足りなかつたとかいうふうなことではなくて、今のようないふふふの問題ですが、根本的に考えになっていただくならば、もう少し私は大臣も謙虚なものを持ってゐるのではないかと、いろいろ思つて、実は大臣の心境をお聞きしたわけですが、いすれまたこの問題も引き続きお話があるそうでございますので、きょうはこの程度にしておきまして進行していただきます。

それらの内容のものがどの程度修正をされてこの原案として今回提案をされたのか。改正案として提案されたのであれば、その点について説明を承りたい。

○内藤政府委員 前国会におきまして当委員会の可決を見、本会議を通過しておりました、前会のものと同じでございます。

○村山委員 そこで大臣にお尋ねをいたしますが、この法律案につきましてはわれわれ日本社会党はいろいろ問題点を指摘をいたしました。自由民主党の諸君の多数をもって決定をいたしました法律案でございました。その中におきまして問題点として取り上げて参りました点は、今後後期中等教育をどういふような形において取り上げていく考えがあるかという基本的な考えの問題であります。その問題につきましましては、文部省が出しました「進みゆく社会の青少年教育」という本の中にも、後期中等教育の完成をはかるということが打ち出してございまして、さらにまた、池田内閣の一枚看板であります国民所得倍増計画に關するところの問題におきまして、経済審議会の答申を見ましても、後期中等教育の必要性ということ、人的能力の向上、そういう立場から強く打ち出されてゐるわけでございます。そこで、今それらの資料によりまして出しておりますように、教育訓練小委員会の報告書によりまして、昭和三十三年から四十五年までの十一カ年の学校卒業者の数を押えた数字がございまして、中学校だけの卒業生は八百萬人、高等学校に進んで高等学校を卒業する者が一千百萬人、大学に行く者が二百

二十萬人、合せて二千二百二十萬人という数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 後期中等教育の完成をいふ数字が出てゐるわけでございます。その中学校だけで学校を終わらうとしたしております青少年の八百萬人のうち、公共的訓練を、これは公共職業訓練所でありまして、そういうふうなところで技能の訓練を受ける者として百六十萬人が予定をされてゐるわけでございます。そういうものと、

○村山委員 よくわかりましたが、この実態調査をやるといふこと、高校の急増対策の問題、この急増対策についての具体的な計画は、この働く青少年の教育の問題外してお考になつてゐるのですか、この点はいかがでありますか。

○内藤政府委員 急増対策につきましては、大抵昭和四十五年の所得倍増計画の終わるところを目標にいたしまして、中学校卒業生の七二%を取容する、こういう計画でたゞいま進めておりました、各県から参つておりますところの報告を集めますと、公立で八十万、私立で四十三万、合せて百二十三万の取容計画が今出ておりますので、それに基づきまして予算を要求しておりますのでございます。この中にももちろん定時制、通信教育も含めてはありますけれども、この法案がまだ通過してありませんので、この法案が通過した後に定時制と技能者養成施設の連携によって相当増加を見ることにならうと思ひますし、また全国的な規模における通信高等学校の設置を見まして、これによってさらにその数は増加するものと考へますが、これらはいずれもこの計画からは除外しております。

○村山委員 高等学校の急増対策の問題につきましても、また高等学校の定数の標準化の法律に関連いたしまして、そのときに急増対策の問題は問ひたして参りたい。従ひましてきょうはそれについて深く触れるつもりはございませんが、できるだけ先般来質疑が取りかわされて参りましたことと重複しないようにいたしまして、条文の内容について質問を申し上げて参りたいと思ひます。

そこで、この前一番大きな問題になりましたのは、御承知のように技能施設の中において行なわれた学習を、定時制の高等学校に通つております場合の高等学校の校長が単位として認定していく、こういうふうなのがございまして、産学協同のそういう体制がこの法律によってでき上がつていく。そこら辺に非常に大きな問題点があつたことは御承知の通りであります。ところがその内容をいろいろ見てみますると、施設の指定等に關しまして、重要な事項は政令にゆだねられており、要するに、あるいは校長が、教科の一部を履修をした、そういうふうなものにつきましても内容のものをどういふふうにして認定をするか。こういうふうなものには文部大臣の定めるところによりというふうにして書いてございまして、省令で定めることになるだろうというふうには考へられるけれども、これらの内容がどういふふうにかに考へられているのかという方法が明らかにされていなかった。そうしてわれわれが心配をいたしますのは、こういうふうな大企業の企業内訓練所において教育が行なわれるということになると、企業の方によつて、それぞれ必要な人材を養成するといふ形における企業の意欲といふものによつて、学校教育体系がゆがめられてくるのではないかと。特に労働組合がしつかりいたしているようなところにおいては、そういうふうな心配もないわけではございますが、労働組合自体が非常に弱い、こういうふうなところにおいてはさらに青少年の教育といふものが、学校教育体系の上からいってもゆがめられてくるのではないかと。こういうような点が心配を

されておつたわけですね。御承知のようにイギリスあたりにおきましては、あるいはフランスの総同盟の考へ方なども出ておりますが、フランスにおけるところの技能者の養成の計画なども、御承知のように文部省の技術局の方で担当をして、そして技能教育といふものに對するところの取り扱いが文部省が取り扱つてゐる。ところが日本の場合には、労働省が技能教育は取り扱つてゐる。こういうふうな点もあつて、イギリスにおいては労働組合と企業者、そして学校当局、この三者の間において對等な立場に立つて協議会式の運営の方法といふものによつて、この教育がなされてゐる。こういうふうな実態からいたしまして、日本の場合には今日企業内におけるところの職業教育といふものの現実の姿の上から見て、非常に危険性があるのではないかと、こういうふうな点をわれわれとしては指摘をいたしたわけでありまして、従ひまして今回そういうような指定等に關しまして、必要な事項は政令で定めるようになつております。もう審議をいたしまして、それから内容のものにつきましても、文部省としては用意をされてゐるところだと思ひます、従ひましてこの際学校教育がはたしてそこなわれないうような方向に持つていくことができないかどうかといふことを、政令なり省令の内容を通じて考へられておいでになる点から御説明を願ひたい。

○内藤政府委員 御指摘の点大へんごもございまして、高等學校及び同等以上の施設、設備、教員組織あるいは内容を持つておるものについてどの程度まで学校教育の中に取り入れることができるか、これは結局子供に二重負担を解消したいという趣旨でございまして、その限度から申しますと、高等學校と同等以上という認定の条件が政令に譲られてゐるわけでありまして、それは第一に修業年限が三年以上であること、年間の指導時間数が八百時間を超えたりといふことが一つの案として考へられてゐるわけでありまして、さらに技能教育を行なう者が原則として半数以上の高等學校教員の普通免許状以上を有する者、またはこれと同等以上の学力を有する者と認められる者であること、これは教員組織の面でございまして、たゞし実習を担当する者は、六年以上の技術教育に關する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者で足りるというふうにいたしてゐるのでございまして、それから第三に技能教育を行なう者及び技能教育を受ける者の数並びに施設、設備が文部省令で定める基準に適合するものであるかどうか、これは高等學校の設置基準等も勘案いたしまして、高等學校と同程度の施設、設備を設ける。それから維持運営について確實なものでなければならぬと思ひます。さらに教育の内容が高等學校と同等以上であることを期待しておりますので、その技術教育施設における学習についての教育計画が高等學校と比べて遜色のないものである、こういうような点を考慮いたしまして、十分審査をいたして、さらに必要に應じては実地に検査もいたしまして、その指定の誤りなきを期していき

たい。校長さんが具体的にどの程度までの教育を認定するかという問題があるのですが、この点につきましては、一般教養は、これは學校でやるのを建前といたしまして、たゞ実験、実習を伴う実地の教科につきましては、これは認定してもいいのではなからうか。そこで高等學校の教育を全部まかすわけじゃございませんで、そのうちの一部、まあ単位数にいたしますと、三分の一以内程度を認定させよう、しかもそれが実地に校長の判断によつて確實に履修されたという認定をした場合にのみそれを認める、こういうことにいたしますれば、従来の学校教育に對する保障も十分である、同時に産業教育の要望もかなえられる、こういうふうな考へておられますので、学校教育の形態を乱すことは毛頭考へていないのでございまして。

○村山委員 ただいま考へられておる政令なり、省令の内容について承つたのですが、大体内容的に考へられておりますことは、学校教育が技能教育によつてゆがめられないようにいたしたい、こういうような点はほぼ目的を達成してゐるようによつて取られてゐると思ひます。ただこの際考へなければならぬのは、そういうような高等學校の教育がそこなわれなうな形においてなされてゐる企業内訓練所のそういうような姿と、それから高等學校の教育水準に見合はないところの、たとえば一年、あるいは二年、そういうふうな技能教育を経る者の必要性によつて行なつていく。働く場所によつてそういうような差が出てくるということでありまして、そういう参りますと、そういうような思ふまけのない劣悪な条件のも

とに働いている青少年は、高等学校の単位を修得して高等学校を卒業したい、このように考えておられますが、それらの青少年に對しましては、この際どういふような考え方で対処していかうとお考えをお持ちになるか。それからさらに通信教育の問題は後ほど触れて参りますが、このことは、働きながら学ぼうという意欲を持つてゐる農村の青少年の教育というものも、そういうような面からも取り上げていかなければならない。従いまして、指定は嚴重にやらなければならぬ。それと同時に、働く場所によつて非常にお恵まれない青少年がおる。そういうような者に対する全体的な計画なり構想というものがこの際打ち立てられて、そういうような方向に努力をするという問題が指摘をされなければならぬと思ふのですが、そういうような点について考えがございましたら、御説明をお願いします。

○内務府委員 今御指摘の点のそういう子供たちは、定時制なりあるいは通信教育を現に受けておるわけでございます。その場合に単位の認定の問題になると思ふのですが、結局職場が非常に貧弱な場合には、認定施設には該当しない。ですから免除単位がなくなるわけでございます。この場合には、高等学校教育を受けるという建前から、通信教育なりあるいは定時制なりでしっかりとやっていただくのが一番いいのではないかと思ふのでございませう。ただ、通信教育の場合には、ラジオを聞いた場合、あるいはテレビを見たような場合には、履修単位について免除する規定もございまして、スクーリングを免除するとかその他の方法で、できるだけ働く者が学習しやすいような方法は検討しておるわけでございます。

○村山委員 企業内におきまして差が出てきまして、片一方においては企業内において履修をした者、しかも企業内で企業の必要に応じてやつてゐる者が、それが高等学校の実習なりあるいはそういうような関連学科を履修をした、こういうふうに認定をされる。片一方においては、技能教育施設で訓練を受けているけれども、それは認定をされないで、そして定時制の高等学校なりにおいて同じようなことをやらなければならぬ。こういうような差が現実企業間についてゐる。それに對して、そういうような差をつけないように持つていく方法をお尋ねをしてゐるのです。

○内務府委員 これは結局、その技能者養成施設を大企業のみならず労働省も非常に今日努力しておりますのは、中小企業等に合同の技能者教育施設の設置を奨励しておるわけでございます。それから、大企業のみならず、中小企業につきましても、広く技能教育施設を拡充し、整備することが一番大事だと思つておるのでございます。

○村山委員 そういうような技能教育施設を整備していくという方向と、高等学校に全員希望者は入れていかなければならぬという考えの方向とは、相反する方向に教育の流れが進んでいくんじゃないか。ということは、そういうような高等学校なり定時制高等学校を作つて、学校という教育の場において教育をするのが、青少年の教育としては最も望ましいことなんです。しかしながら、現実の青少年の実態の上

に立つた場合に、技能教育施設もその一部を認めてやつて、教育の二重負担にならないようにしてやるというのが文部省の親心というのですか、そういうような考え方での法律案が出てきた。ところが今の内務省の話を聞いておきますと、そういうような技能教育施設の内容を高めていくのだというところになって参ります。技能教育施設関係は労働省が取り扱つてゐる、そういうような方向に重点が置かれてゐて、定時制なりあるいは普通課程の学校、そういうようなものをもちと拡大をしていくのだ、それによつて希望者はできるだけ全員入れるような学校教育のあり方にならなければならぬ。ということとは相反する方向ではありませぬか。

○内務府委員 これは少しも相反しないと思ふのであります。もちろん文部省といつたしましては、通信制の高等学校を設置するとか、あるいは通信教育を拡充するといふような諸方を講じておるわけなんです。同時に、定時制教育につきましても、できるだけ広く一般の人が入れるように定時制教育の振興をはかつていく。この技能者養成施設との関連の問題は、二重負担の軽減というだけでございますから、この法律が通りますれば、技能者養成施設でつばな施設を持つてゐるものは二重負担を解消する、そつでない中小企業のものについては負担が解消しないといふ難点がございますので、それはそれなりで、現在労働省で中小企業関係の技能者養成施設の整備をいたしておりますから、そういうものも含めて、できるだけ広く二重負担の軽減をはかつていきたい、こういう趣旨であつ

て、決して矛盾しないと私は思ふのであります。

○村山委員 大臣にお尋ねいたしますが、高等学校の後期中等教育の完成というものは、やはり高等学校教育の内容を持つたものが行なわれなければならぬという意味において正しく把握をしなければならぬ。そういういたしますと、技能教育施設を今労働省が取り扱つておりますが、そういうような施設の内容といふものと、学校教育の中で行なう教育の内容との間には相当な開きがある。中には、たとえば専門に關する学科については非常に充実したものをやるところがあります。それは企業の必要性に応じてやるのであつて、基礎的な学科なり、あるいは一般教養的な学科についてはほとんどやられていない。こういうような事態があるわけですが、そういう場合には、労働省がやつてゐるところのそういうような技能者訓練といふもの、今話がございまして、大企業に働く青少年の場合には、この法律が通つたらば恩恵を受ける、ところが、中小企業に働く青少年が技能教育施設において技能訓練を受けておつてもそれは単位の認められないわけでありまして、その間には不公平が出てくる。それから参りますと、その救済策といふものは、中小企業に働く青少年の問題として取り上げて、働きながら学ぶところのそういうような制度、これは西ドイツあたりにもあるようでございませうが、週一日有給で学んでいくことができれば、そういうような法律体制といふものを作つてやつて、そしてそれを学校教育といふものの中に

組み込んでいくような形の中で消化していかねばならない。これはやはり文部大臣としてだけであつて、国務大臣としての資格を持つておいでになる荒木文部大臣が、閣議あたりにおいて、働く青少年の教育の問題をどういふような方向に持つていくかということとを強く、こういうような学校教育を主体にした考え方の方向から、こういうような恵まれないところにおいて働いている子供たちの問題を考えなければならぬ、これが方向であらうと思ふのであります。閣議においてそういうような方向に努力をされる御意思があるのか、その点について承りたい。

○荒木国務大臣 今、西ドイツの例をお話しになりましたが、私もそれは聞いております。なるほど、せっかく技能教育をそれぞれの事業場でやるつもりで、また、労働省の態度によつて、援助によつて、中小企業について、今後さらに同じような事業内訓練所に類するものが実施されるのであります。立場に立つて、必要な限度以上のことをやつていかなければならぬ、工場等の得ないことであつて、そういう場を作らないと、むしろその際に青少年のために一般教養を高め、そして後期中等教育の完成の方向に便宜をはかるといふ考え方は当然あつてしかるべきものと実質的には思ひます。そういう見地に立ちまして、ドイツの制度を見てみますと、一週何時間は有給で学校生徒の中に入つて教育を受ける義務づけをするといふことをやつておる。それに今後日本でも具体的に取上げていく

べき段階にきておる、少なくとも検討を要する課題だと文部省内でも話しておるような状況でございます。

○村山委員 そういふようなものは文部省でできるだけ早くまとめていたいて、そうして全体の後期中等教育のレベルを上げる方向に努力するのでなく、引き上げる方向に、特に学校教育体系の中に組み入れていくような方向にお考えを願わないと、この文部省のわが国の教育水準のところを見ましても、統計として十五歳から十七歳までの青少年の教育を何で受けておるかというところには、青年学級まで入れて後期中等教育を受ける。ところが今日の青年学級というものをみてみますと、きわめておそまつ、何のために青年学級というものをやっているのか。私も青年学級の講師をやったことがございまして、新聞の読み方くらいしか指導してない、一般教養の中では。これが現実の青年学級の姿です。そして産業的な技能教育をやるといふのは、ただほんとうの学園体系とは離れたほんとうの技能教育をやっているだけであつて、あの青年学級はもつと考え直さなければ希望者は——モデルに選ばれたようなところは労働から解放されて、きよは五時までで仕事を打ち切るから学校に行ける、青年学級に行けるからありがたいというふうなきわめて情けないありがたいは持つていけるけれども、これが青年学級の問題にいたしましても、全体の高等学校の教育体系の中においてどういふような位置づけをされていかなければならぬか、こういうような点からレベルを引き下げる点において考えるのではなく、もつと生かした行き方があり得る

のではない。たとえばそういうような希望者の場合は通信教育を受ける。ところが今日通信教育の場合において一人々々離れて自分で勉強しておりますので、最終の段階まで単位を修得することはきわめて困難である。そういうような人を一月に一回なりどこかの公民館なら公民館に集めて、あるいは企業の中の訓練所なら訓練所に集めて、そこに高等学校の先生なり中学校の先生が勉強の仕方、方法を、共同学習の態勢というものを作り上げて、そういうような組織的な学習をうながしていくのだという方向に青年学級の教育は向かうべきであつて、それがただもう社会教育の一半として一般概念の上からこつた方方がいいであらうというふうな上の方からの施策をあまり希望しないのに押しつけて、そういうような指定校を作っていくような、しかもそれは後期中等教育の一環でございまして、こういうようなことで日本の教育の方向は、レベルダウンをするような方向になつていゝると思ふ。従ひましてそういうようなものはもつと文部省内において、これは初の中局段階ではなくて、ほかのところにも関係がありますので、来年度予算編成の際等においては、いかにして早く青少年に後期中等教育、しかもそれは高等学校教育の内容を持つ教育を与えていくことができるかという全体的な計画を作つてお示し願ふなければ、ただ大企業に働いておる割合に恵まれておるこの青少年の教育の救済だけを考えたのではまずいではないか、こういうことを申し上げたいのであります。最後にお尋ねいたしますが、これは経過規定として打ち出されてあるのだ

らうと思ふのでございすけれども、附則の七、国民年金法の一部を次のように改正するといふ条項がございす。これはたゞし書きのところが改められておるにすぎないものでありますが、内容を見てみますと、定時制の高等学校なり、あるいは通信制の課程、さらにあるいは大学、そういうようなところへ教育を受けるものは、昼間学校に行つておる高等学校の生徒、大学の学生に比べて、働きながら学んでおるものであるから、国民年金の対象として、いわゆる拠出制年金を納めなければならぬ旨の規定なんです。ところが、大企業に働く青少年は、それは納める能力はあります。ところが、中小企業に働きながら学んでおる子供たちは、何のために勉強しておるのかといへば、そういうところで働いておるよりも高等学校の教育を受けて、さらに上へ進めたいと思つた場合に、さういふところで働いておるわけなんです。そういういたしますと、昼間の生徒、学生は支払い能力がないのだといふので除外して、夜間の、あるいは定時制の通信のようないふ青少年は収入があるからといふことで適用除外をしておる。こういう格好においてなされようとしておるわけなんです。これに対するところの見解を承りたい。

○内閣府委員 ちょっとこの点誤解があるようですが、最初に青年学級の話が出ましたが、今度は全国的規模の通信の高等学校を作るといふことの法律でありますので、御指摘のようないふ点、そういう方向で私も指導して参りたいと思つております。職場なり、あるいは青年学級の青少年、生徒が通信教育の単位がとれるようにしたいといふのが、この法律の一つのねらいであるわけでありす。

それから国民年金のお尋ねであります。それは被保険者にしなかつたといふことではございまして、つまり、学生や生徒で親のまゝがかえらなつておりますものは被保険者は世帯主でございすから当然除外されるわけなんです。この夜間に働いておるもの、あるいは通信制の子供たちで職場で保険金をとられておるものがあるわけなんです。そのものは除外するといふだけであつて、職場でそういう保険金をとられていないものは当然国民年金の対象になるわけでございます。ですから、そこそこはちよつと誤解があるのではないかと思ふのでございす。

○村山委員 今回の点は政府の共済組合なりあるいは恩給法の適用という厚生年金に入つておる者は除外されていゝる。ところがそれに入れない劣悪な五人以下の零細企業のところでは働いていゝる青少年、これが該当になるのでしよ。だから問題があるのです。

○内閣府委員 それは当然国民年金の方に入つてくるわけなんです。ですから掛金をしておればその受ける対象になるわけなんです。掛金をしていない人は一般の国民年金の方に入ら。これは除いて、除いておられますから、解釈からすれば当然入るのです。ですから親がその保険金を払つておるから当然恩給を受けるといふことです。

○村山委員 その点はこれはあなたの通算制がとられるといふことにはなつておる。だから昼間のそういういふような生徒、学生といふものと五人以

下の零細な事業場で働いておるような、支払い能力がないような学生、生徒といふもの、同じように考えるべきではないかといふ私の主張、だからそういうような、収入があるから、収入があつた場合には所得控除も勤務控除もあるから、そういうふうなものは、この際そういうものから除かれてもよろしいんだ、こういうことにはならないじゃないか。だから働く青少年のそういうようなものに対しては、やはりもう一回考へてもらなければならぬのではないかと。こういうふうなのが私の意見なんです。

○内閣府委員 たゞは文部省に定時制の子供が通つておる、この場合に文部省で保険金をとつて、その子の短期給付なり長期給付をいたしておるわけでございます。ですから国民年金に入る必要はない。ところが五人くらの世帯で、保険金をとつていゝところもあるし、とらぬところもあると思ふ。とつていゝところは一般の従業員の待遇と同じ待遇をしていゝるのですから、入つた方が得の場合もあるわけなんです。国民年金に入つた方が得か、その事業主の保険に入つた方が得かといふ問題があるわけなんです。ですから、そこは私は本人の希望で、どちらでもいいと思ふのです。

○村山委員 この附則の第七項といふのは、こういうふうな子供たちは国民年金に入らなければならぬ、法律の上からはこういうことになつていゝるのです。それが現在まだ法律としては通算制がとられるといふことにはなつていないわけなんです。これは通算がされるようになれば、あるいはある点においても考へられると思ふ。しかしなが

ら、今の恵まれない事業場で働いているような人は、国民年金というものは入らなくてもいいんじゃないか、また収入の上からいっても、入らない人の場合が多いかもしれない。そういうような点から、もつとやはりそこら辺は、昼間の生徒、学童並みくらいに、こういうような恵まれない人たちの場合は考えるべきじゃないか、こういう思想で申し上げているわけです。

○内藤政府委員 もろろん昼間の学生、生徒と同じになる者もあるわけでございます。特にそれぞれの事業場で一般の年金のあるところはそれに入るし、それに該当しない者は国民年金に入るというわけでございますから、その点は一般の昼間の学生と同じじゃないかと思ふのでございます。

○櫻内委員長 他に御質疑はありますか。——なければこれにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○櫻内委員長 引き続き討論に入ります。

討論の通告がありますのでこれを許します。村山喜一君。

○村山委員 もう時間もないようでございますので、簡単に申し上げますが、この学校教育法等の一部を改正する法律案の内容においては、私たちがかねがね主張をいたしておりましたように、学校教育というものと、産業教育というものととの関係で、これは今も質問の中におきまして申し上げましたように、学校の教育というものが、青少年のためになされるような方向としてあくまでも守られなければならないという立場からの問題であります。

す。ところが今日、日本の労働組合、これは総評なり全労を含めてすべてであります。そういうようなところからいろいろ状況を見てみますと、企業内訓練に対するところの労働組合の権限というものは、日本の労働組合法の中においては、労働協約を結んでいるところは別でございますが、大部分はそういうような協約が結ばれていない。そして企業者が自分の必要な、企業に従属するところの人間を作り上げていくような方向において、従業員の教育というものがなされておる。これが現実の姿であります。ところが、憲法の二十六条なり二十七条の解釈からいたしますならば、すべての労働者は性別にかかわらずことなく職業教育を受ける権利があつて、国家はこれに対して保障をしなければならぬという立場に立たなければならぬというのであります。しかもその職業教育の内容は、体系的でそして完全な思想教育を内容として含み、現在の技術革新の進歩に対応するものでなければならぬと考えるわけでありまして、そういうような点から、職業教育のための諸費用及び訓練中の生活は、国家なりあるいは資本家がこれを負担すべきである。そして見習工なり養成工というものは、法定の最低賃金が保障をされて生活が守られる中において後期中等教育が学校教育の一環として守られていくような体制が、全体計画として作られなければならない、こういうような立場に立つべきであらうと思ふのであります。ところが今日の法律案が提案をされました。中にはいい点もあることは事実であります。しかしながら、先ほども申し上げましたよう

に、労働組合、企業、それに学校、この三者が共同の形において学校教育を推進をしていくという態勢がとられていない今日の段階におきましては、文部省の方において非常に御努力は願ひ、政令や省令の中において学校教育がゆがめられないようにしていこうという善意は認めるのにやぶさかではございませんけれども、ややともすれば、企業の経営の方向に引きずりこまれてしまふ心配があるわけでありまして、こういうような点、さらにまた、それらの技能教育施設において学ぶところの青少年に対する保護をしていくところの規定が今日わが国にはございません。そのような点から申し上げます、考えられる方向としては望ましい点もございまして、十分な姿のものが日本では保障ができない、そういうような点において反対をせざるを得ないわけでございます。従いまして、この企業内訓練を中心にしたところの定時制と企業内訓練施設との単位の通算につきましては、現時点においては反対をせざるを得ないのであります。これらの問題は、最低賃金制の問題なり労働時間の問題に關係がございまして、それらの全体的な日本の労働行政、文教政策というものの中にあるので、今後の青少年教育が後期中等教育の完成という姿において、高等学校の教育がレベル・ダウンすることなく行なわれるような方向に、今作られておらないところの全体計画を早く作つていただいて、それに対する予算的な裏づけを出し、あるいは法制的な準備を進められるように希望をいたしまして、私の反対討論を終わります。

○櫻内委員長 以上をもつて討論は終了いたしました。

これより採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻内委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決するに決しました。
本案の議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻内委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十八日水曜日午前十時より開会することといたします。
では散会いたします。

午後一時十七分散会

〔参照〕

学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一一〇号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月十八日印刷

昭和三十六年十月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局